



定期第206号 令和2年5月29日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
362	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	環境管理課
363	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	秘書課
364	公営企業の業務状況を公表する件	財政課
365	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
366	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
367	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
368	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
369	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
370	同	同
371	同	同
372	同	同
373	同	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
374	保安林	予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
375	同		同
376	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報	を定める件の一部を改正する件	監察局監察評価課 県庁ふれあい室

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
33	政治資金規正法	の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
34	政治資金規正法	の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
35	政治資金規正法	の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
36	政治資金規正法	の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があった件	

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則		
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則		
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則		

【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
8	包括外部監査結果報告	に対する措置状況	

徳島県告示第三百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更並びに排水口の新設

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年五月二十九日から

令和二年六月十九日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百六十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県広報番組「旬感！あわだより」の制作・放送 五十本
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部秘書課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国放送株式会社
徳島市中徳島町二丁目五番地二
- 五 契約金額
七十四万五千八百円（一本当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第三百六十四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二の規定により、令和元年度下半期分の徳島県病院事業、徳島県電気事業、徳島県工業用水道事業、徳島県土地造成事業及び徳島県駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第三百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社シイノ	徳島市渋野町西池二七一	光の園ヘルパーステーション	徳島市渋野町西池二七一	訪問介護	令和二年三月三十一日	令和二年四月三十日
アドボケイト株式会社	同 蔵本町二丁目一番地	なすな訪問看護ステーション	同 蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二	訪問看護	同	同
パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真一〇四八番地	パナソニックエイジフリーケアセンター 徳島万代・デイサービス	同 万代町六丁目一番三	通所介護	同	同
		パナソニックエイジフリーケアセンター 徳島万代・ショートステイ	同	短期入所生活介護	同	同

徳島県告示第三百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	サービスの	廃止の届出	廃 止
	アドボケイト株式会社	徳島市蔵本町二丁目一番地	なすな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一番地 ダイバーシティビル二	介護予防訪問看護	の受理日	令和二年三月三十一日	令和二年四月三十日
	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真一〇四八番地	パナソニックエイジフリーケアセンター 徳島万代・ショールーム ステイ	同 万代町六丁目一番三	介護予防短期入所生活介護	の受理日	同	同

徳島県告示第三百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日
特定非営利活動法人たんぽぽ	阿南市羽ノ浦町中庄黒松七六番地一・七七番地三	就労支援センターたんぽぽ	阿南市羽ノ浦町中庄黒松七六番地一・七七番地三	就労継続支援B型	令和二年四月一日
社会福祉法人カリヨン	徳島市国府町中字松ノ本二八番一	スタジオれもん	名西郡石井町石井字尼寺一三八二	生活介護	同

徳島県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一	森信

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮)ドラッグストアモリ小松島江田店

所在地 小松島市江田町字腰前七五番一ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 一、四五五平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 廃止年月日

令和二年五月十二日

二 届出年月日

令和二年五月十一日

徳島県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
美馬郡つるぎ町 美馬南岸土地改良区	令和二年四月十七日

徳島県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市勝占町 勝浦川土地改良区	令和二年四月二十七日

徳島県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 海部郡牟岐町	認可年月日
牟岐土地改良区	令和二年五月一日

徳島県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 板野郡上板町	認可年月日
板名用水土地改良区	令和二年五月七日

徳島県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 板野郡藍住町 藍園土地改良区	認可年月日 令和二年五月十一日
---------------------------------------	--------------------

徳島県告示第三百七十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭折宇字栗宇谷五の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百七十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所
那賀郡那賀町成瀬字大平八

二 指定の目的
水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百七十六号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十九日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県立総合看護学校入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校第一看護学科推薦入学試験」に改め、同項中「及び科目別得点」の下に「並びに面接得点」を加え、同項の次に次のように加える。

徳島県立総合看護学校第一看護学科及び准看護学科入学試験	学科試験の総合得点及び科目別得点、面接得点並びに小論文得点	合格発表の日から一月間	徳島県立総合看護学校
徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験	学科試験の総合得点及び科目別得点並びに面接及び調査書等得点	合格発表の日から一月間	徳島県立総合看護学校

表家畜人工授精に関する講習会の修業試験の項の項名を「家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験」に改める。

徳島県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年五月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
孫田つとむ後援会	福島聴空	小原光博	小松島市大林町字宮ノ本三十一番地（孫田方）	令和二年五月十一日
小松島の正常化を求める市民の会	渡邊芳彦	相川敏朗	小松島市赤石町七・一	令和二年五月十五日

徳島県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容	異動年月日
所在地	主たる事務所の	氏名	会計責任者の	代表者の氏名			
日本臨床検査技師 連盟 徳島県支部		速水 淳					
三	徳島市洪野町宮前一五〇	村澤 恵美		速水 淳	新		
	徳島市南田宮一・五・五	杉本記代美		高松 典通	旧		
		令和二年 四月二十一日					

徳島県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
県民の投票率を上げる会	山本安昌	令和二年五月一日
山本善太郎後援会	山本善太郎	令和二年五月一日
吉見勝之助後援会	今治清孝	令和二年五月十二日

徳島県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

山本善太郎	資金管理団体の届 出をした者の氏名
山本善太郎後援会	資金管理団体の名称
令和二年 五月一日	取消年月日

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十三・五以下」に、「百分の百十二未満」を「百分の百一・五以下」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十三・五以下」に改める

。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十三・五以下」に、「百分の百十二未満」を「百分の百一・五以下」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年5月29日

徳島県監査委員
同
同
同
同

近岡
大
大
北

藤崎
寺
塚
島

光悦
健
明
一

男
夫
司
廣
人

平成25年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：徳島県企業局に関する事務の執行全般について

II 工業用水道事業

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
67-68	7 未収金	<p>未収金債権の管理をもっと厳格にすべきであり、弁護士など法律専門家と緊密に連携し、回収手続を確実に進める必要がある。</p> <p>他方で、回収可能性がないと見込まれる債権については、速やかに債権放棄をして管理の負担の軽減化を図るべきである。(指摘)</p>	<p>当該案件については、工業用水道事業において水道料金を滞納している債務者に対し、これまでも継続して債権回収及び法人の状況調査に努めてきたところであるが、債務者は事実上倒産しており、代表者も行方不明であることから、回収は極めて困難な状況にある。</p> <p>平成25年度には債務名義を取得し、平成28年度においては本件解決の糸口を探るべく弁護士に相談し、財産調査の方法等を検討したが、有効な方策は見出せなかった。代表者が行方不明のため、債権及び動産の強制執行ができず、保有している不動産も認められないため、令和2年4月に地方自治法施行令第171条の5に基づき、徴収停止の措置をとった。</p> <p>今後は、引き続き、登記事項及び戸籍附票の調査、訪問を行い、時効期間が経過した場合は、議会の承認を得た後に債権放棄する方針である。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成26年9月19日公表分></p> <p>現在残っている未収金（1件）については、回収が非常に困難になっているが、今後、弁護士など法律専門家の意見も聞きながら、解決に向け取り組んでいく。</p> <p>(企業局経営企画戦略課)</p>	検討中

平成26年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

II 中央病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
61-65	6 臨床検査業務の委託	<p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。</p> <p>また、一者随意契約をする際に徴収する見積書は、十分な検討が可能となるよう時間的余裕を持って徴収依頼するようにし、見積書記載の金額そのままに契約するのは避けるべきである。そして、実際に見積書徴収後に価格交渉を行ったのであればその経緯の書類は残しておくようにすべきである。(意見)</p>	<p>令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を行う予定であり、その際には、長期継続契約とするとともに、十分な参加申込み期間を設ける。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置予定
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>また、一者随意契約についても、時間的余裕を持って見積徴収する等、改善に向けて検討する。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
		<p>臨床検査業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>	<p>令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を行う予定であり、その際には、平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、長期継続契約を締結する。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置予定
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
65-71	7 医事・クラーク等業務の委託	<p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。(意見)</p>	<p>令和元年度に実施したプロポーザルにおいて、参加企業募集期間を、前回プロポーザルの8日間から24日間に延ばした。</p> <p>(中央病院事務局)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>(中央病院事務局医事課)</p>	検討中

		<p>医事・クラーク等業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。</p> <p>さらに変更契約において疑問あるいは不適切な点が見受けられた。今後変更契約を締結するにあたっては、必要かどうか、適切か否かを十分検討すべきである。(指摘)</p>	<p>令和元年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を実施した。平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、令和2年度に業務委託期間3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。</p> <p>また、変更契約については、文書のダブルチェック、施行点検を実施する等手続きの改善を図った。なお、指摘があった不適切な変更契約の増額分については、平成27年4月10日受託業者から返金させた。</p> <p>(中央病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
71-73	8 物品管理・洗浄滅菌業務及び給食業務の委託	<p>物品管理・洗浄滅菌業務委託契約及び給食業務契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>	<p>物品管理・洗浄滅菌業務については、県立3病院を一括して平成29年2月にプロポーザルによる業者選定を実施し、平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、平成29年9月から3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>給食業務についても、令和元年10月にプロポーザルによる業者選定を実施し、令和2年4月から3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局との協議を進める。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
77-80	10 保留レセプトの取り扱い	<p>診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが散見されるが、できるだけ速やかに提出すべきである。</p> <p>また、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見)</p>	<p>保留レセプトについては、毎月、院内会議での注意喚起や委託業者との検討会議を行い、速やかな処理に努めている。</p> <p>また、保留レセプトに係る診療報酬の会計処理については、他県の状況調査や決算調製の影響等の検討を行ってきたところ、公認会計士から年度末決算時点において、概算額で医業収益及び医業未収金に計上することが望ましいとの見解を得たため、令和元年度決算から計上を行った。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 保留レセプトについて、迅速な処理を進めるため、毎月院内会議において報告し、注意喚起を行うこととし、できる限り速やかな処理に努め、可能なものから順次提出を行っている。</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

			<p>保留レセプトに関わる診療報酬の会計処理については、他県の状況を調査する等検討を進める。 (中央病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	
80-84	11 返戻レセプトの取り扱い	<p>レセプトが返戻されてから相当期間経過しているにもかかわらず再請求未了となっているレセプトが散見されるが、早急に再請求すべきである。 また、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とは言いがたい会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)</p>	<p>レセプトが返戻されてから相当期間経過しているものについては、処理方針の検討を行い、順次再請求を行った。また、保留レセプトと同様に、毎月、院内会議での情報共有や委託業者との検討会議を実施し、速やかに再請求を行うよう努めている。</p> <p>返戻レセプトに係る会計処理については、審査支払機関からレセプトが返戻された時点で、既に計上している医業収益及び医業未収金の減額処理を行い、レセプトを修正して再請求を行った時点で、改めて医業収益及び医業未収金を計上している。また、決算時期を越えて翌年度に返戻された場合には、前期損益修正として医業未収金を雑損失に振り替える処理を行っている。</p> <p>意見のとおり個々の債権毎に伝票処理を行うとなれば、財務会計システムでの処理が膨大となり、実務上困難である。</p> <p>現行の会計処理については、他県でも同様の処理を行っていることや病院局において指導、助言を受けている公認会計士からも誤った会計処理ではないとの見解を得たことから、現行の会計処理を継続する。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	<p>措置済み</p> <p>不措置</p>
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 相当期間経過後のレセプトについては、処理方針を検討し、可能なものから再請求を行うこととした。 また、提出期間経過後のレセプトの会計処理については、平成27年2月から、病院への報告を行うよう改善した。 会計処理については、意見のとおり改善するためには、個々の債権管理を行うための管理システムの導入が不可欠となることから、予算措置、事務処理方法を含めて見直しについて検討する。 (中央病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	<p>検討中</p>

III 三好病院

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
116-117	7 保留レセプトの取り扱い	<p>診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが見受けられるが、早急に提</p>	<p>保留レセプトについては、毎月、委託業者と情報共有を図り、処理案を決定し、速やかに提出するよう努めている。</p>	<p>措置済み</p>

		<p>出すべきである。</p> <p>また、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見)</p>	<p>また、保留レセプトに係る診療報酬の会計処理については、他県の状況調査や決算調製の影響等の検討を行ってきたところ、公認会計士から年度末決算時点において、概算額で医業収益及び医業未収金に計上することが望ましいとの見解を得たため、令和元年度決算から計上を行った。</p> <p>(三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>相当期間経過後のレセプトについては、平成26年9月から、処理案を決定し順次処理を進め、提出を行っている。</p> <p>保留レセプトに関わる診療報酬の会計処理については、他県の状況を調査する等検討を進める。</p> <p>(三好病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	検討中
118-120	8 返戻レセプトの取り扱い	<p>レセプトが返戻されてから相当期間経過しているにもかかわらず再請求未了となっているレセプトが散見されるが、早急に再請求すべきである。</p> <p>さらに、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とは言いがたい会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)</p>	<p>レセプト返戻後の処理については、保留レセプトと同様に、毎月、委託業者と情報共有を図り、処理案を決定し、速やかに再請求を行うよう努めている。</p> <p>返戻レセプトに係る会計処理については、審査支払機関からレセプトが返戻された時点で、既に計上している医業収益及び医業未収金の減額処理を行い、レセプトを修正して再請求を行った時点で、改めて医業収益及び医業未収金を計上している。また、決算時期を越えて翌年度に返戻された場合には、前期損益修正として医業未収金を雑損失に振り替える処理を行っている。</p> <p>意見のとおり個々の債権毎に伝票処理を行うとなれば、財務会計システムでの処理が膨大となり、実務上困難である。</p> <p>現行の会計処理については、他県でも同様の処理を行っていることや病院局において指導、助言を受けている公認会計士からも誤った会計処理ではないとの見解を得たことから、現行の会計処理を継続する。</p> <p>(三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置済み 不措置
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>相当期間経過後のレセプトについては、平成26年9月から処理案を作成し、再提出等の処理を進めている。</p> <p>会計処理については、意見のとおり改善するためには、個々の債権管理を行うための管理システムの導入が不可欠なことから、予算措置、事務処理方法を含めて見直しについて検討する。</p> <p>(三好病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	検討中

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
13-14	第2 徳島県立文学書道館			
	2 修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また、指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。(意見)	<p>令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際には、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額を設定するとともに、過去の修繕実績については、修繕内容の内訳を含めて明示することとしている。</p> <p>(県民文化課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成28年9月30日公表分> 御意見を受け、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額の設定等、より明確な規定の導入に向けて検討する。</p> <p>また、指定管理者の募集に当たっての修繕実績の明示について、募集要項において年間実績の総額を3年分記載した上で、更にそれらの内訳について問い合わせがあった場合、ホームページ上で公表することとしていたが、今後の募集においては、修繕内容の内訳も含めた明示を検討する。</p> <p>(とくしま文化振興課)</p>	措置予定
17-20	第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館			
	2 施設全体の安全性等	修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること、また実際の負担のあり方に基準がなく合理性に欠ける運用がなされてしまっていること、さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。(指摘)	<p>令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定の導入を検討する。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項について増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成28年9月30日公表分> 修繕費の負担についての基本協定書の規定については、全庁的な方針や関係機関との調整をする中で、引き続き検討する。</p>	措置予定
				検討中

			<p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項についても増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。</p> <p>(県民スポーツ課)</p>	
36-38	第6 徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）			
	4 修繕費の内容について	<p>「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのように記載されているが、実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。</p> <p>また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(指摘)</p>	<p>令和2年度において、令和3年度からの指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定を導入する。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	措置予定
			<p><参考：平成28年9月30日公表分></p> <p>包括外部監査の指摘を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。</p> <p>なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。</p> <p>また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	検討中

II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
75-78	第4 奨学金	<p>奨学金の延滞利息については、条例にしたがった処理をするべきである。条例の文言につき、課内文書で明らかに異なる解釈をすることは許されない。</p> <p>保証人への督促も妥当な運用がなされているか、再検討すべきである。(指摘)</p>	<p>徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」でいただいた意見を元に、他県の取扱い状況等を調査し、検討してきた。奨学生の様々な債権状況を実際の運用に照らし合わせ、公正公平な取扱いとするための検証に時間を要している。</p> <p>運用見直しについては、関係課と協議の上、未収金対策会議に諮り、令和2年度に方針を定める。その後、方針に基づいて要綱の整理、関係者への周知、奨学金システムの改修等を行い、新たな運用に向けて準備を進めていきたい。</p> <p>また、保証人への督促については、長期滞納者の返還状況</p>	検討中

			<p>を年に1回程度通知するものとし、分別の利益等について説明をした上で必要に応じて督促及び請求を行うものへと平成30年度に取扱いを改めた。初回の通知は令和2年3月に行った。</p> <p>(グローバル・文化教育課)</p>	
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」で検討している。</p> <p>(学校教育課)</p>	検討中
第5 各県立学校の実情				
78-79	1 エアコンの設置	<p>外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もはっきりしていただきたい。(意見)</p>	<p>エアコンの設置や運営については、市町村立学校では公費投入が進んでいることから、まず、県立中学校について公費負担への切替を検討して参りたい。 今後とも予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	検討中
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 学校現場からは、校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、直ちに対応できないのが現状である。 予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	検討中

Ⅲ 平成22年度「県税の賦課徴収事務について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
第5 県たばこ税				
95-97	1 納税義務者に対する調査	<p>外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。いまなお実地調査を実施していないのは問題であり、早急の実施すべきである。(意見)</p>	<p>当該案件については、申告納付までの事務手続について確認調査を行うため、本県に本店を置く販売業者に対し、平成23年度以降、継続して地方税法に基づく任意調査の協力依頼を行ってきたところである。 平成28年度以降は関係機関等を含め、継続して調査協力依頼を行ってきたが、任意調査には強制力がないことや関係機関の所管法令が障壁となって、実施は困難な状況である。 なお、引き続き協力依頼を行うとともに、仮に悪質な脱税が認められる場合には、強制調査の実施を検討する。</p>	不措置

			(税務課)	
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 平成22年度の、例えば一定の周期で納税義務者に対する個別の照会を行うなど、個別具体的な調査を検討し、実施すべきであるとの意見を受け、平成23年度から、申告納付までの事務手続について確認を行うべく、本県に本店を置く販売業者に対し、調査協力を継続して依頼したが、調査には至っていない。 今回改めて意見を受け、平成28年度に実地調査を行うこととしている。</p>	検討中
			(税務課)	

IV 平成23年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
118-122	第3 県税トータルシステム	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。 「講じた措置」には、誤解を与えるような記載は控えるべきである。 「講じた措置」に、予定未定の将来の時期における対応を記載する場合には、その課題を確実に引き継いでいくための具体的な方策を講じる必要がある。(意見)</p>	<p>新たな税務システムの開発において、広く意見招請を行った上で、令和元年11月に総合評価落札方式による入札を実施し、事業者と契約した。開発2年・運用5年の長期契約であり、令和4年1月の運用開始を予定している。 今後、契約終了時に向けて、改めて意見招請を実施するなど、特定の事業者に依存しない運用を行う。</p> <p>(税務課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 平成23年度に、一者随意契約の解消と契約金額の削減に努力すべきであるとの意見を受け、次期システム開発時にオープンなシステムの採用などを研究することとしていたが、安定性や開発費等の課題があることから情報収集に努めており、現在は平成31年度のホストコンピュータの更新期限を目途に、検討を行っている。</p> <p>(税務課)</p>	検討中

平成28年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 監査テーマ：人口減少対策に関する事業全般について

I 人口増に直接寄与するもの

--	--	--	--	--

の説明会を実施しているということであるが、今後は治療希望者等に対しての説明会も実施しその周知徹底に努めていただきたい。

平成28年度からの見直し案は、①対象年齢が「制限なし」から「43歳未満」②通算回数が「10回」から「6回（40歳以降で開始した場合3回）」③年間回数が「2回（初年度3回）」から「制限なし」、④通算期間が「5年」から「制限なし」になっている。

この見直し案で言えることは、年間回数、通算期間はともに制限なしとなり拡張されたが、対象年齢が決められ通算回数も縮小されている。特に、40歳を超えると助成回数は減少し、43歳以上になれば対象から外れることになる。高齢出産が増加している現状に鑑みると、当該事業の中身を広く周知させることが急務となる。

また、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産する確率がより高い年齢、長期間の治療による身体面・精神面への負担等の説明会なども開催する必要があるのではないだろうか。（意見）

頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既に実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付、不妊相談室での周知のほか、今後引き続き県民に対する効果的な周知方法がないか検討する。

なお、助成件数は10年間で2倍以上に増加しており、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図っている。

さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情報の普及に努める。

（健康づくり課）

<参考：平成29年9月29日公表分>

指定医療機関の増加については、利便性の向上も重要であるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。

また、事業の周知についてであるが、不妊治療は極めてセンシティブな情報であり、周りに知られたくない方も多いため、治療希望者等を集めての説明会の開催は困難であるが、頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既に実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付のほか、県民に対する効果的な周知方法がないか検討する。

さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情報の普及に努める。

（健康増進課）

検討中

Ⅲ 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
------------	----	--------	--------	------

133-134	10 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業	イ 事業評価の有効性	<p>本事業の目的は、インターンシップ参加者およびアグリビジネススクールの入学者を増加させることではなく、農業のビジネス化の取組に精通する人材である農業ビジネス・エキスパートの育成、および農業の新たな成長分野を支える人材の確保、そして本県農業・農村への理解と促進、キャリアアップと本県での就農を促すことにある。</p> <p>従って本事業の評価基準としては、6次産業化講座については「食Pro.」の認定者数、農業法人経営講座については修了考査等を実施することによる合格者数、インターンシップ参加者数に占める就農者割合、県外からの新規就農者数等を加えるべきではないだろうか。また、ホームページへのアクセス数なども今後検討すべきである。(意見)</p>	<p>令和2年3月に策定した「第2期徳島はぐくみプラン(後期計画)」をはじめ、農林水産分野の各計画の改正時において、意見を踏まえて次のとおり農業人材の育成に関する目標設定を行った。</p> <p>農業・林業・漁業の各アカデミーが連携して、人材の育成・確保に取り組んでおり、各分野において実施している講座等の「リカレント教育修了者数」を評価指標にするとともに、担い手育成に係る総合対策については、「農林水産業新規就業者数」を評価指標とした。</p> <p>また、令和元年度にウェブサイト「とくしま農林水産未来人材スクール」を開設し、農林水産業の魅力や研修内容、就農支援情報を、より多くの方に閲覧してもらえるよう、アクセス数を確認しながら、広報内容の充実に努めている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>次期計画の第3期「徳島はぐくみプラン」の改正時に、目標指標の設定について意見を踏まえた見直しを行う。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	検討中	
173-174	18 外資系企業対日投資促進事業	イ 事業評価の有効性	<p>事業の最終的な目的は「投資」の実現のほずであるから、数値目標は、実現した誘致数にするべきである。もっとも、徳島県や他の地方のおかれた状況から見ると、誘致数1という数値目標を設定することでもよいと思われる。(意見)</p>	<p>令和元年度に策定した「『未知への挑戦』とくしま行動計画」において、「実現した誘致数」を数値目標として設定した。</p> <p>(企業支援課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>「実現した誘致数」を数値目標として設定することを検討する。</p> <p>(企業支援課)</p>	検討中	

IV UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
------------	----	--------	--------	------

182-183	1 攻めの「U I J ターン」獲得促進事業		
	イ 事業評価の有効性		
	(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修		
	a 目標を立てることの必要性	<p>具体的な達成目標を設定し、結果を分析したうえで分析結果を活用すべきである。なお、どのように分析したか、分析結果をどのように活用したかにつき説明できるようにしなければならない。(意見)</p>	<p>平成29年度において、Uターン就職支援サイト「ジョブナビとくしま」登録者数の目標を設定した。 システム改修により、認知度の低かった若年者就職支援サイト「ジョブカフェとくしま」を「ジョブナビとくしま」に集約することで、一つのサイトで情報提供することが可能となった。また、24時間登録可能な仕様となったことや、就職相談会等での「ジョブナビとくしま」の紹介や登録企業の内容充実を図ったことにより、目標を達成した。 また、改修により広報効果（アクセス数）の把握が容易となったことから、サイトの閲覧者数が増加する、マッチングなどのイベントを中心とした情報を提供することとした。 今後は、ジョブナビとくしま登録者へのアンケート結果等も踏まえながら、掲載・配信内容の充実を図り、引き続き有益な情報提供に努めて参りたい。 (労働雇用戦略課)</p> <p>措置済み</p>
	<p>＜参考：平成29年9月29日公表分＞ ジョブナビとくしま登録者数の目標を平成29年7月に設定した。 今後、登録者数の状況を分析し、効果等を検証する。 (労働雇用戦略課)</p>	<p>検討中</p>	

平成29年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
8-12	1 徳島県立防災センター展示装置等保守点検業務	見積書の内容を精査して減額交渉をすべきであり、減	令和元年度においても、引き続き、見積依頼をする前段階	(その後の取組)

<p>額交渉の過程を明確に残すべきである。 今後、本件事業に限らず、将来のメンテナンスを要する設備を導入する際には、メンテナンスの見通しや費用の概算に関する情報も収集し、それを記録化して引き継ぎ、メンテナンスを依頼する際の交渉材料に活用すべきである。(意見-1)</p>	<p>の作業として、保守の実施項目等について業者と十分な協議を行い、精査した上で仕様書を作成した。その結果、当初予算額と比較して令和元年度の契約額を減額することができた。 なお、当課において将来のメンテナンスを要する設備を導入する予定は当面ないが、導入する際は、将来のメンテナンス等、先のことも見据えて情報を収集し、その情報を生かして、メンテナンスを計画的に行うこととしている。 (危機管理政策課)</p>	
<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、委託業務完了承認の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-2)</p>	<p>見積書の提出依頼、委託契約書の決裁、委託業務完了承認の決裁をはじめ、全ての起案書について、決裁日等を記載しており、適切に事務処理を行っている。なお、令和元年度においても、適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、監察局法制文書課長通知「文書事務の適正な執行について(通知)」の周知徹底を図るとともに、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。 (危機管理政策課)</p>	(その後の取組)
<p>委託業務完了承認の決裁を受けるための起案書において、「件名」欄の記載が砂消しゴムで訂正されていた。砂消しゴムによる訂正は、許されない。(指摘-1)</p>	<p>令和元年度においても、適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、「文書事務の適正な執行について(通知)」の周知徹底を図るとともに、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。 (危機管理政策課)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度においては、見積依頼をする前段階の作業として、保守の実施項目等について業者と十分な協議を行い、精査した上で仕様書を作成した。その結果、当初予算額と比較して平成30年度の契約額を減額することができた。 なお、当課において将来のメンテナンスを要する設備を導入する予定は当面ないが、導入する際は、将来のメンテナンス等、先のことも見据えて情報を収集し、その情報を生かして、メンテナンスを計画的に行うこととする。 (危機管理政策課)</p>	措置済み
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁日の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、今回意見をいただいた見積書の提出依頼、委託契約書の決裁、委託業務完了承認の決裁、以上の起案書について、決裁日を記載した。今後、このようなことが起こらないように「文書事務の適正な執行について(通知)」を課員に周知徹底した。 (危機管理政策課)</p>	措置済み

			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今後、このようなことが起こらないように「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知徹底した。 （危機管理政策課）</p>	措置済み
13-20	2 消防防災ヘリコプター予備部品及び特殊工具の購入	<p>本契約締結の許可を得るための起案書に決裁年月日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。（意見-3）</p>	<p>令和元年度においても、適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載については、文書編さん時に再確認するなど、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。 （消防保安課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、今回意見をいただいた起案書について、決裁年月日を記載した。今後このようなことが生じないように、「文書事務の適正な執行について（通知）」を課員に周知した。 （消防保安課）</p>	措置済み
		<p>予備部品等の保管問題が生じないよう、予備部品等の納入時期をヘリコプター本体の納入時期に合わせることに付いて、保管期間を延長した場合の保管費用の増額も含めて、繰越の措置を検討するべきであった。（意見-4）</p>	<p>ヘリコプターの次回の機体更新は20年近く先になるが、次回更新時においては、予備部品等の納入時期を含めて予め十分に検討し、本体の納入時期と同時期となるよう検討することとしている。 （消防保安課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 次回、ヘリコプターの更新時においては、予備部品等の納入時期をヘリコプター本体の納入時期と同時期となるよう検討することとした。 （消防保安課）</p>	措置済み
		<p>本事業の契約金額（76,040,056円）は、予定価格（78,400,000円）に対し、約3%低くはなっているが、一連の手続きの流れの中で、予定価格などの金額の適正性をどのようにチェックしたのか分からない。他県等の取引事例を参考に予定価格を算定するべきであるし、そもそも本件と同じ機種を購入した他県においては、予備部品や特殊工具を購入しないという選択をしたところもあるようなので、本事業の予算を組む</p>	<p>ヘリコプターの次回の機体更新は20年近く先になるが、次回更新時においては、予備部品及び特殊工具の購入契約について、予算編成の段階から他県等の取引事例を参考に、購入予定の予備部品及び特殊工具の範囲や予定価格について算定することとしている。 （消防保安課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	

		段階で、購入する予備部品や特殊工具の範囲を、その金額も考慮に入れながら検討するべきである。(意見-5)	<p>次回、ヘリコプターの更新時における、予備部品及び特殊工具の購入契約では、他県等の取引事例を参考に予定価格を算定することとした。</p> <p>また、その際は、そもそも予算を組む段階で、購入する予備部品及び特殊工具の範囲を、その金額も考慮に入れながら検討することとした。</p> <p>(消防保安課)</p>	措置済み
21-27	3	第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成		
		<p>執行委託伺いの「支出予定金額」欄の「9,500,000円」という記載が、砂消しゴムで「12,500,000円」に書き換えられていた。決裁済みの書類の「支出予定金額」欄の記載を砂消しゴムで書き換えることは許されない。(指摘-2)</p>	<p>平成31年4月7日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙、同年10月27日執行の徳島県議会議員補欠選挙(以下この項において「平成31年度(令和元年度)執行選挙」という。)においては、担当者間の打合せ会などで、改めて人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図り、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行った。</p> <p>今後とも正確な選挙事務に努める。</p> <p>(市町村課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p>(市町村課)</p>	措置済み
		<p>予定価格を設定した書類が確認できないのは、県契約事務規則第31条に反するものである。予定価格を見積徴収伺いに記載するなど、今後はこのようなことがないように留意していただきたい。(指摘-3)</p>	<p>平成31年度(令和元年度)執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、見積徴収伺いにも予定価格を記載するなど、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>(市町村課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>今回の事案は、当初契約時の見積依頼及び変更契約時の見積依頼において、予定価格を算出していたにもかかわらず、いずれの見積徴収伺いにも予定価格を記載できていなかったものである。</p> <p>平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る諸印刷物の作成においては、見積徴収伺いに予定価格を記載しているが、今後とも、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を</p>	措置済み

		実施した。 (市町村課)	
	各候補者から原稿を受領した際に、その内容を十分に確認すべきであったし、委託先の印刷業者から原版及び試刷り原稿を受領した際にも、その内容を十分に確認すべきであった。そのようにすることにより、再印刷しなくて済んだ可能性がある。(意見-6)	平成31年度(令和元年度)執行選挙においては、担当者間の打合せ会などで、原稿等の確認をしっかりと行うよう、周知徹底を図った結果、再印刷はなかった。 今後とも正確な選挙事務に努める。 (市町村課)	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今回の事案においては、委託先から試し刷り原稿の配布を受けた際に確認不足があったが、選挙無効になる事態を回避するため再印刷を実施したものである。 なお、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙においては、担当者間の事前打ち合わせの際に、原稿等の確認をしっかりと行うよう、周知徹底を図った結果、再印刷は必要なかった。 今後とも正確な選挙事務に努める。 (市町村課)</p>	措置済み
	実績に基づく確実性を評価するだけでは、多数の印刷業者が存在する状況下では2号随意契約の理由が成り立つとは思われない。 「過去の実績」以外の理由については、入札の際の条件を工夫することで対応できると思われる。 本事業については、2号随意契約とする合理的な理由がないと思われるので、競争入札の導入を考えるべきである。(意見-7)	令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙においては、4月に執行した徳島県知事及び徳島県議会議員一般選挙と同様に入札が可能なもの(①投票用紙、②選挙公報、③氏名等掲示用紙)について、それぞれ指名競争入札を行った。 この結果、①投票用紙及び②選挙公報(選挙区)では3者、③氏名等掲示用紙については4者から応札があり、いずれも競争性の確保が図られた。 (市町村課)	(その後の取組)
		<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成31年4月7日執行の徳島県知事及び徳島県議会議員一般選挙においては、資格者名簿(※)に記載されている県内の印刷業者に対して予め選挙関係印刷業務に係る受託可否の調査をした上で、入札が可能なもの(①投票用紙、②選挙公報、③氏名等掲示用紙)について、それぞれ指名競争入札を行った。 また、入札の際の条件に「県選挙管理委員会書記の立会・作業スペースを確保すること」、「印刷時の秘密保持が確保されること」、「印刷物保管のため施錠できる部屋を確保すること」、「市町村選挙管理委員会が受け取りに来るためのスペースを確保すること」及び「無投票の場合作成を中止する場合があること」等を付することで、選挙の管理執行業務に支障を来さないよう努めた。 この結果、②選挙公報では2者、①投票用紙及び③氏名等</p>	措置済み

		<p>掲示用紙については3者から応札があり、いずれも競争性の確保が図られた。 今後も、引き続き可能な限りすべて競争入札を通じて委託するよう努める。</p> <p>(※)資格者名簿 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査を受け資格を有すると認められた者を登載している、物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿 (市町村課)</p>	
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 県内の他の印刷業者に対し、選挙関係印刷業務に係る受託可否を調査した上で、可能なものについてはすべて競争入札を通じて委託するよう準備を進めている。 (市町村課)</p>	検討中
	<p>当初の契約書に記載された年月日が平成28年5月20日であり、公印が使用されたのが平成28年9月1日である。変更契約の契約書に記載された年月日が平成28年6月24日であり、公印が使用されたのが平成28年10月18日である。これらは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。 (意見-8)</p>	<p>平成31年度（令和元年度）執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図ったほか、複数職員によるダブルチェックなどにより、契約書作成事務を適切に行った。 (市町村課)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、契約書作成の遅延防止に向け、複数の職員により進行管理を行うこととした。 (市町村課)</p>	(その後の取組) 措置済み
	<p>執行委託何の決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-9)</p>	<p>平成31年度（令和元年度）執行選挙においても、担当者間の打合せ会などで、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図り、当該執行委託何の決裁日等はボールペン書きとしている。 (市町村課)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該執行委託何の決裁日をボールペン書きに改めた。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年3月26日課内において研修を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p>	(その後の取組) 措置済み

			(市町村課)	
		見積書の提出依頼，委託契約締結の決裁，変更契約に関する見積書の提出依頼，変更契約締結の決裁，いずれの起案書においても，決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は，当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-10)	平成31年度(令和元年度)執行選挙においても，担当者間の打合せ会などで，関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう周知徹底を図り，起案書(紙)に決裁日等を記載している。 (市町村課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 起案書は電子決裁システムを用いて作成しており，決裁の際にはシステムへ決裁日の入力を行っているものの，起案書(紙)への記載ができていなかったものである。 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る諸印刷物の作成においては，システム入力のほか，起案書(紙)に決裁日を記載している。 今後，関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう，平成30年3月26日課内において研修を実施したほか，人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (市町村課)</p>	措置済み
28-31	4 県庁来庁者駐車場等整理業務			
		委託先が雇用する離職者の数に応じて，業務委託の範囲や内容を見直し，優遇措置を調整していかなければならない。離職者対策の趣旨の範囲内であることを十分吟味しながら，事業継続の中身を検討すべきである。(意見-11)	本件委託業務については，委託先の離職者雇用が終了した際に再度，検討を行うこととしている。 (管財課)	(その後の取組)
			<p><参考：令和元年5月31日公表分> 業務の機械化等，見直しの検討を行ったが，現在より経費の増加が見込まれるため，当面は現在の業務委託を継続し，委託先の離職者雇用が終了した際に再度検討を行う。 (管財課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 委託業務の内容について，離職者対策であることを念頭に，関係機関と調整を行い，検討する。 (管財課)</p>	検討中
		委託先から提出された委託業務完了検査請求書に記載された年月日が，県の担当者によって砂消しゴムで書き換えられていた。相手方の了解を得た上とはいえ，委託先から提出された文書の内容を，砂消しゴムで書き換えることは許されない。(指摘-4)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため，引き続き，通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに，委託先から提出を受けた文書に誤りを発見した場合は，修正を依頼し，再提出を受けることについて周知徹底を図った。	(その後の取組)

			(管財課)	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 課内研修を実施し、徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うこと、また、委託先から提出を受けた文書に誤りを発見した場合は、修正を依頼し再提出を受けることについて周知徹底を図った。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
		<p>委託契約締結の決裁の起案書において、決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-12)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p> <p>(管財課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、今回意見をいただいた起案書について、決裁年月日を記載し是正を行った。 今後はこのようなことが生じないように、課内研修を実施し、徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うことについて周知徹底を図った。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
32-35	5 徳島県6 合同庁舎中央監視・自動制御設備保守点検他業務			
		<p>契約当事者の代理人である支店長等との間で契約書を取り交わす場合、前文に当事者の記載がない以上、委託契約書の末尾の「受注者」は、まず契約の主体である「A株式会社」について記載し、そのうえで、「A株式会社」の代理人である「高松営業所所長」について記載すべきである。(意見-13)</p>	<p>令和元年度においても、契約の主体を明らかにするため、契約書後文中に契約の当事者である「受注者A株式会社」と記載し、末尾の受注者についての記載は従前どおり契約当事者の代理人である支店長とした。</p> <p>(管財課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約書後文中「受注者」とのみ記載していた箇所について、契約の主体を明らかにするため、平成30年度分については契約の当事者である「受注者A株式会社」と記載し、末尾の受注者についての記載は従前どおり契約当事者の代理人である支店長とした。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
		<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施され</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、「文書事務の適正な執行について(通知)」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底</p>	(その後の取組)

		ることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-14)	した。 (管財課)	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、今回意見をいただいた起案書について、決裁年月日を記載し是正を行った。 今後はこのようなことが生じないように、課内研修を実施し、徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うことについて周知徹底を図った。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
36-41	6	総合型地域スポーツクラブ運営力向上事業の委託		
		<p>本事業の予定価格の約9割を占めているのが人件費であることから、予定価格の算定に当たっては前年度実績を参考にするだけでなく、特定の者の確定等、相手先と十分調整・検討し積算すべきではないだろうか。 ただ、予定価格の算定期間では本事業を担当する者が決まっていないことから、とりあえず暫定的に金額を決定しておき、担当者が決まった段階で契約を締結するように今後は進めていただきたい。(意見-15)</p>	<p>令和元年度事業の予定価格算定においても、算定時における担当者の人件費を基準に暫定的に金額を決定し、担当者が決定した段階で再度積算し、契約を締結した。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業の予定価格算定に当たっては、算定時における担当者の人件費を基準に暫定的に金額を決定し、担当者が決定した段階で再度積算し、契約を締結した。</p> <p>(県民スポーツ課)</p>	措置済み
		<p>すべての起案書に決裁年月日、発送年月日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-16)</p>	<p>文書事務の執行については、関係規程に従うとともに、決裁日等の記載について特に留意するよう、周知徹底を行い、すべての起案書に決裁年月日、発送年月日等を記載している。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、すべての起案書について、決裁年月日、発送年月日を記載し、是正した。 今後はこのようなことが生じないように、文書事務の執行については、関係規程に従うとともに、決裁日等の記載について特に留意するよう、周知徹底を行った。</p> <p>(県民スポーツ課)</p>	措置済み
		<p>業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証</p>	<p>平成30年度の業務完了報告時においても、委託先から出勤簿、賃金台帳等実績値算定に係る関係証憑を提出させ、実績との突合を行い、実績値を把握した。この結果を令和2年</p>	(その後の取組)

		<p>憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-17)</p>	<p>度の予算編成及び事業運営に役立てた。 (スポーツ振興課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の業務完了報告時に、出勤簿、賃金台帳等実績値算定に係る関係証憑を提出させ、実績との突合を行い、実績値を把握した。この結果を平成31年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (県民スポーツ課)</p>	<p>措置済み</p>
42-48	7 徳島県子どもの「家庭と学び」のサポート事業	<p>説明会の開催をもう少し早い時期に開催し、参加表明書の提出期限までの期間を十分にとっていただくとともに、参加表明書をインターネットでも受け付け、土日でも申し込みができる体制を確保することを検討していただきたい。(意見-18)</p>	<p>説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分にとるべきとの意見を踏まえ、令和2年度事業に係るプロポーザルにおいても前年度同様に、公募から説明会までの日数と、説明会から参加表明書の提出期限までの日数のバランスを考慮した上で、それぞれ9日と14日に設定した。 この結果、前年度に引き続き、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分に確保することができた。 (国保・自立支援課)</p> <p>-----</p> <p><参考：令和元年5月31日公表分> 初めて参加する業者にとっては、説明会こそが本事業内容を理解する唯一の機会であるため、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分にとるべきとの意見を受けた。 公募から参加表明書の提出期限までの日数が限られていることから、公募から説明会までの日数と、説明会から参加表明書の提出期限までの日数のバランスを考え、平成31年度事業に係るプロポーザルでは、それぞれ9日と14日に設定した。 この結果、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時と比較して十分(6日間→14日間：土日含む)確保することができた。 (国保・自立支援課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業に係るプロポーザルでは、公募開始時期がゴールデンウィーク直前となったため、説明会に参加する側の調整に要する期間を考慮し、公募開始から説明会開催までの日数を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時より6日(14日間→20日間：土日祝含む)多く確保したが、説明会開催から参加表明書の提出期限までの日数は1日(6日間→7日間：土日含む)多く確保できただけであった。平成31年度事業に係るプロポーザルの実施においては、説明</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>

	<p>会開催から参加表明書の提出までの期間をさらに確保するよう努める。</p> <p>また、プロポーザル参加表明書の提出方法については、全国の自治体においてサイバーセキュリティ対策を強化した結果、住民や民間業者からのメールや申請書類が届かないといったトラブルがあったことから、インターネットでの受付を採用することは見送ったが、これまで持参に留まっていたものを、平成30年度から郵送でも受け付けた。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	
<p>決裁年月日、発送年月日の記載がないもの、あるいは記載があっても鉛筆書きのものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。また、鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-19)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載及びボールペン書きの徹底を図った。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁日の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載するとともに、鉛筆書きでの記載をボールペン書きに改めた。</p> <p>今後は、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割し、学習事業についてはプロポーザル方式、高校中退防止・家庭相談事業については随意契約を採用することを検討していただきたい。利用者目線に立てば、相談相手は同じであることが望ましいことは言うまでもなく、また個人情報の拡散を防止するためにも随意契約を採用すべきである。もし、分割できないのであれば本事業を一体として随意契約を締結することも検討していただきたい。行政の目線ではなく、利用者の有益性を一番に考えた事業にし、さらなる成果を生み出すよう事業を継続していくべきである。(意見-20)</p>	<p>令和元年度においても前年度同様、本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割して実施するとともに、学習教室での学習支援を担当する事業については、公募型プロポーザル方式により委託先を決定し、高校中退防止・家庭相談事業については、これまで当該部分を担ってきた団体と随意契約を行った。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成30年度においては、本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割した。</p> <p>学習教室で学習の支援を担当する事業については、公募型プロポーザル方式により委託先を決定し、高校中退防止・家庭相談事業については、これまで当該部分を担ってきた団体と随意契約を行った。</p> <p>(国保・自立支援課)</p>	<p>措置済み</p>

		<p>業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-21)</p>	<p>令和元年度においても前年度同様、委託業務の履行確認を適正に行うために、委託先に毎月業務活動記録の提出を求め、活動量の確認を行った。 また、委託先から関係証憑等の提出を求め、経費の明細書との突合を行った。この結果を次年度以降の予算編成及び事業運営に役立する。 (国保・自立支援課)</p> <p>＜参考：令和元年5月31日公表分＞ 平成30年度の委託業務の履行確認を適正に行うために、委託先に毎月業務活動記録の提出を求め、活動量の確認を行った。 また、委託先から関係証憑等の提出を求め、経費の明細書との突合を行った。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (国保・自立支援課)</p> <p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 平成30年度の業務完了時には、それぞれの委託先に活動記録の提出を求め、業務の履行状況を確認し、業務の活動量と必要経費の妥当性を検証することとした。 (国保・自立支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
49-56	8 徳島県介護実習・普及センター運営事業	<p>今後はプロポーザル方式を採用する等、その選択肢を拡張することも重要である。その結果、委託先が法人Kに決定されたなら、引き続き今後も、実習普及センターとしての運営を十分行うことができる施設、人員等の確認を行い、必要な経費を精査したうえで、委託契約を締結し、事業の実施を検討していただきたい。(意見-22)</p> <p>当該委託契約書には、その第8条において「乙(法人K)は、委託業務計画書を甲(徳島県)に提出し、甲の承認を受けなければならないものとする」という記載が</p>	<p>令和2年度の契約においても、施設の状況、人員及び所要経費等を考慮の上、プロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課)</p> <p>＜参考：令和元年5月31日公表分＞ 平成31年度は、施設の状況、人員及び所要経費等を考慮の上、プロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課)</p> <p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 平成31年度からプロポーザル方式を採用するとともに、事業委託先の選定に当たっては、施設の状況、人員や所要経費等を考慮の上、行うこととした。 (長寿いきがい課)</p> <p>令和元年度の契約においても、プロポーザル方式による事業提案時に、見積書と委託業務計画書を合わせて提出してもらい、委託業務計画書が妥当か確認した上で、契約を締結し、</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p> <p>(その後の取組)</p>

<p>あるため、委託業務計画書の承認の年月日が契約書の年月日の後になっている。したがって、形式的には正しいものとはいえ、実施計画書を吟味する前に契約の締結をし支出負担行為をすることは実質的には正しいやり方であるとはいえない。</p> <p>委託契約の締結は、本来、業務内容を吟味し、双方合意の上で締結すべきものであり、契約を締結した後に業務内容を吟味するのでは、もし業務内容について双方の意見が食い違ったような場合、不測の事態を招くことも想定される。</p> <p>今後は、実施計画書を吟味したうえで委託業務の締結をし支出負担行為を行うようにしていただきたい。(意見-23)</p>	<p>支出負担行為を行った。</p> <p>(長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約内容の見直しを行い、平成30年度から、見積書と委託業務計画書を合わせて提出してもらい、委託業務計画書を承認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-24)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p> <p>(長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。</p> <p>今後は、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>今後は、県から詳細な項目の金額が記載された見積書の提出を求めるべきである。(意見-25)</p>	<p>令和元年度においても、プロポーザル方式による事業提案時に、各項目の金額が記載された詳細な見積書と委託業務計画書を合わせて提出させた。</p> <p>(長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度から各項目の金額が記載された詳細な見積書を提出させた。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低い、税金を使う事業である以上軽視</p>	<p>平成30年度及び令和元年度の委託業務完了承認時において、委託先から完了報告書に添付された経費の明細書に係る</p>	<p>措置済み</p>

		<p>することはできない。 相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は10,136,000円となっている。その内訳は人件費(5,480,300円)と管理費(5,291,200円)の合計額から受講料収入(635,500円)を差し引くことにより算定されている。 この経費明細について、委員報酬、職員給与、水道光熱費等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。 今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-26)</p>	<p>関係証憑の提出を受け、突合を行い実績値を把握した。 また、平成30年度分の委託料精算書については、令和2年度予算の編成及び事業運営に役立てた。 (長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課)</p>	<p>検討中</p>
57-63	9 介護職員によるたんの吸引等研修事業	<p>公告の日から参加申込書の提出期限までの期間が約1週間しかなく、また企画提案書の提出期限までは参加申込書の提出期限から6日しかいないため、実際に事業を行ったことのある事業者以外が参加しようとした場合には、かなり時間的にタイトであるように思われる。今後は、公告から参加申込書の提出期限まで、また企画提案書の提出期限までの時間を十分に確保する必要がある。(意見-27)</p> <p>決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-28)</p>	<p>令和元年度事業に係るプロポーザルにおいては、公告から参加申込書の提出期限までの日数を「21日間(土日含む)」確保し、また、参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までは「14日間(土日含む)」を確保して実施した。 (長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業に係るプロポーザルにおいては、公告から参加申込書の提出期限までの日数を「16日間(土日含む)」確保し、また、参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までは「14日間(土日含む)」を確保して実施した。 (長寿いきがい課)</p> <p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、意見をを受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

		<p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	
	<p>契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから（地方自治法第234条第5項）、速やかに契約書を作成すべきであり、契約期間開始後3か月以上も経って契約書を作成するのは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。（意見-29）</p>	<p>令和元年度においても、速やかに契約書を作成し、適切な事務処理に努めた。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度は速やかに契約書を作成した。今後とも速やかな事務処理に努める。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	措置済み
	<p>相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は6,105,760円となっている。</p> <p>その内訳は賃金(1,020,008円)、報償費(1,536,385円)、旅費(150,060円)、需用費(2,108,611円)、役務費(563,696円)、借損(727,000円)である。</p> <p>この経費明細について、賃金、講師謝金、印刷製本、借上料等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。</p> <p>今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。（意見-30）</p>	<p>事務処理が円滑に行えるよう、相手先に対し、契約締結の段階で関係証憑等の提出について事前に説明した。令和元年度においても、委託業務の完了承認の際には、完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成及び事業運営に役立てる。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	措置済み
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。</p> <p>(長寿いきがい課)</p>	検討中
64-70	10 高齢者いきいき生活サポート事業		
	<p>委託契約書にはその第4条において、「乙（法人R）は、次の各号に掲げる事項については、速やかに提出し、甲（徳島県）の承認を受けなければならない。」とし、その第1項で「実施計画書に関すること。」としており、契約締結後に実施計画書を提出することになっているため、事業実施計画書の承認の年月日が委託契約の締結の後になっている。したがって、形式的には正しいものと</p>	<p>令和元年度の契約においても、平成30年度と同様、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結した。</p> <p>今後も同様の手続きを行う。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	

<p>はいえるが、実施計画書を吟味する前に契約の締結をするというのは実質的には正しいやり方であるとはいいがたい。</p> <p>委託契約の締結は、本来、業務内容を吟味し、双方合意の上で締結すべきものであり、契約を締結した後に業務内容を吟味するのでは、もし業務内容について双方の意見が食い違ったような場合、不測の事態を招くことも想定される。</p> <p>今後は、実施計画書を吟味したうえで委託業務の締結を行うようにしていただきたい。(意見-31)</p>	<p>契約内容の見直しを行い、平成30年度から、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結した。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	<p>措置済み</p>
<p>事業実施計画の承認について、その公印使用の年月日が平成29年4月11日となっている。つまり、事業が完了してから事業計画を承認したことになる。しかも、支出負担行為決議書の公印使用の年月日が平成28年5月20日になっていることから、事業計画を承認する前に債務負担をしたことになっており、適正とはいいがたい。</p> <p>今後は同様のことのないように注意していただきたい。(意見-32)</p>	<p>令和元年度の契約においても、平成30年度と同様、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。</p> <p>今後も同様の手続きを行う。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>契約内容の見直しを行い、平成30年度から、見積書と実施計画書を合わせて提出してもらい、実施計画書を承認した上で、契約を締結し、支出負担行為を行った。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>見積書の提出、委託契約の締結に関する立案書において、決裁年月日、発送年月日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-33)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。</p> <p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。</p> <p>(長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>委託業務完了承認の立案書の公印使用の年月日が平成29年6月1日となっているが、平成29年6月1日はすでに出納整理期間も終わり、平成29年度が始まって</p>	<p>平成30年度及び令和元年度の委託業務完了承認についても速やかに行った。今後とも、速やかな事務処理に努める。</p> <p>(長寿いきがい課生涯健康室)</p>	<p>(その後の取組)</p>

		<p>いる時期である。その時期に業務完了の承認印が押されているというのは不相当と言わざるを得ない。今後は、遅くとも出納整理期間内に承認をする必要がある。(指摘-5)</p>	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の委託業務完了承認は速やかに行った。今後とも速やかな事務処理に努める。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
		<p>法人Rから提出された業務完了報告書には、実施した事業の内容は市町村別に詳しく記載されているが、添付されている委託料精算書には、支出については、報償費等の科目ごとの合計金額しか記載されておらず詳細な記載がなされていない。 今後は、市町村ごとの団体が作成した委託料精算書の提出を求める必要があるのではないだろうか。当該精算書を提出させ、市町村ごとの実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-34)</p>	<p>令和元年度においても平成30年度と同様に、業務完了報告書の提出に際し、市町村ごとの委託料精算書の提出を受け、市町村ごとの実績値を把握した。 また、平成30年度分の委託料精算書については、令和2年度予算の編成及び事業運営の参考とした。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 市町村ごとの事業費の実績値を把握するため、平成30年度から契約内容を見直し、業務完了報告書の提出に際し、市町村ごとの委託料精算書を添付させることとした。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
71-76	1 1 徳島県認知症介護実践研修事業	<p>平成12年度と比較すると現在は社会福祉法人等の質、また同事業を実施できる規模をもつ法人の数も格段に増加しており、法人Sしか同事業を実施できないとは考えられない。 もちろん法人Sの委託事業の成果については十分に理解できるところではあるが、今後は、同じコストでより高いレベルの事業が実施できるよう、プロポーザル方式の採用を考えることも重要な課題である。(意見-35)</p>	<p>指摘事項に基づき、事業方法の見直しの検討も含め、適切な事務処理を行った。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成31年度はプロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成31年度からプロポーザル方式を採用することとした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	検討中
		<p>委託契約書の日付が平成28年4月15日であり、公印使用年月日(徳島県が契約書に記名押印した日)は、平成28年12月16日である。 これらは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-36)</p>	<p>令和元年度及び令和2年度においても指摘事項に基づき、速やかに契約書を作成した。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度は速やかに契約書を作成した。今後とも速やかな事務処理に努める。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
		<p>委託契約の締結の起案書に、決裁年月日の記載がなか</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、</p>	(その後の取組)

		<p>った。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-37)</p>	<p>引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p>	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの起案書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、起案書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該起案書の決裁年月日等を記載し、是正した。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、平成30年4月25日に開催した課内担当リーダー会議において、改めて、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の周知徹底を図った。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
		<p>単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低くなっているが、税金を使う事業である以上軽視することはできない。 相手先である法人Sから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書には、本委託業務を実践者研修とリーダー研修に分け、その経費が細分化されて表示されている。 これに対し、県は業務完了報告書に添付された経費の明細書について、関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。 今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-38)</p>	<p>令和元年度の委託業務完了承認時において、委託先から完了報告書に添付された経費の明細書に係る関係証憑の提出を受け、突合を行い実績値を把握した。 また、平成30年度分の委託料精算書については、令和2年度予算の編成及び事業運営に役立てた。 (長寿いきがい課生涯健康室)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：令和元年5月31日公表分> 平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	措置済み
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	検討中
77-81	1 2 中小企業の「稼ぐ力」サポート事業（四国4県連携販路開拓プロジェクト事業）	<p>今後は本事業の会場装飾代等、機構側でプロポーザル方式を採用する経費については、そのプロポーザルにオブザーバーとして参加する等、プロポーザルが適正に行われたかどうかの検証が必要である。(意見-39)</p>	<p>令和元年度においても（公財）とくしま産業振興機構が実施したプロポーザルの関係書類を精査し、適正に行われたことを確認した。 (新未来産業課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度事業で（公財）とくしま産業振興機構が実施</p>	措置済み

			したプロポーザルの関係書類を精査し、適正に行われたことを確認した。 (新未来産業課)	
		委託契約書に記載された年月日が平成28年6月1日であるのに対し、実際に公印が押され委託契約書が作成されたのは平成28年12月6日である。これは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-40)	令和元年度においても指摘事項に基づき、速やかに契約書を作成した。現在も継続して取り組んでいる。 (新未来産業課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> (公財) とくしま産業振興機構と協議を行い、契約書の速やかな作成の必要性について相互確認し、平成30年度の契約書を作成した。 また、包括外部監査結果報告書を課内で回覧するとともに、速やかな契約書作成について周知徹底を図った。 (新未来産業課)</p>	措置済み
		経費の明細書と関係証憑等との突合を行った結果として、委託事業に係った支出の実績値を把握しているのであれば、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見-41)	平成30年度及び令和元年度事業の業務完了時においても、経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、委託事業に係った支出の実績値を把握した。また、平成30年度の結果を令和2年度当初予算編成の参考にするなど、現在も継続して当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てている。 (新未来産業課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度事業の業務完了時においても、経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、委託事業に係った支出の実績値を把握した。この結果を平成31年度当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てる。 (新未来産業課)</p>	措置済み
82-87	1 3 医療観光通訳育成・スキルアップ等事業			
		再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確にすべきである。(意見-42)	業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)	措置中
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)</p>	検討中
		契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきで	令和元年度の当課の契約においては、指摘事項に基づき、速やかに契約書を作成した。現在も継続して取り組んでいる。 (新未来産業課)	(その後の取組)

		<p>ある。委託期間の終了後に、契約の締結及び再委託の承諾をするのは、遅すぎると言わざるを得ない。(指摘－6)</p>	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 「医療観光通訳育成・スキルアップ等事業」は平成29年度以降、実施していないが、類似の事業である「健康・医療関連企業雇用拡大推進事業」について、平成30年度は速やかに契約書を作成した。 また、包括外部監査結果報告書を課内で回覧するとともに、速やかな契約書作成について周知徹底を図った。 (新未来産業課)</p>	<p>措置済み</p>
		<p>決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見－43)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (新未来産業課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
			<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。 また、包括外部監査結果報告書を課内で回覧するとともに、決裁年月日等の記載漏れの無いよう周知徹底を図った。 (新未来産業課)</p>	<p>措置済み</p>
		<p>当該随意契約の重要性から、本事業の効果とそれに対する費用の検証は重要課題である。事業実施実績報告書に添付されている経費の明細、従業員の業務日誌等を検討することにより、事業の内容については十分に理解できるところではあるが、費用の検証については不十分のように思われる。 今後は関係証憑等の提出を求め、費用の妥当性・適正性について検討することが必要である。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見－44)</p>	<p>類似の事業である「健康・医療関連企業雇用拡大推進事業」について、平成30年度事業の業務完了時においても、委託先から経費の明細に係る関係証憑の提出を受け、突合を行い、委託事業に係る支出の実績値を把握した。この結果を令和2年度当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てた。 (新未来産業課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
			<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 「医療観光通訳育成・スキルアップ等事業」は平成29年度以降、実施していないが、類似の事業である「健康・医療関連企業雇用拡大推進事業」について、平成29年度事業の業務完了時において、経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、委託事業に係る支出の実績値を把握した。この結果を平成31年度当初予算編成及び今後の事業の効率的運営に役立てる。 (新未来産業課)</p>	<p>措置済み</p>

88-93

1 4 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

委託契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であるのに、実際に公印が押され委託契約書が作成されたのは平成28年7月19日である。これは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。(意見-45)

令和元年度の契約締結においても、速やかに契約書を作成した。
(労働雇用戦略課)

(その後の取組)

<参考：平成30年9月28日公表分>
平成30年度の契約締結においては、早期に事務手続きを行った。
(労働雇用戦略課)

措置済み

見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約締結の決裁、業務完了承認の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-46)

徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。現在も関係規程に従い、適正に処理を行っている。
(労働雇用戦略課)

(その後の取組)

<参考：平成30年9月28日公表分>
電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。
また、「文書事務の適正な執行について(平成30年4月13日付け行第7号・法第3号)」及び「文書事務の適正な処理について(平成30年6月4日付け法第27号)」の通知文を所属内全職員に周知し、今後はこのような不備が生じないよう、徳島県文書規程などの関係規程に従い、適正に処理するよう努めることとした。
(労働雇用戦略課)

措置済み

事業年度内に再委託事業が終了したことは、実際にDVD映像をみて確認しているとのことであるが、委託先から、再委託の契約書、請求書、領収書などの提出を受けていないため、再委託先は記録上確認できない。
どのような業者に再委託するかは、反社会勢力の関与を防ぐ意味でも把握しておくべき事柄であり、その点について十分な手続きがなされたとは言えない。再委託先はできる限り早期に把握するべきであるし、また、再委託に関する書類も委託先に提出を求めて保管しておくべきである。(意見-47)

平成30年度、令和元年度については再委託は行っていないが、今後、再委託する場合には、再委託先を確認できる関係書類を提出させ、事前に承諾を行う。また、委託先から再委託の契約書、請求書、領収書等の提出を求め、再委託の契約内容の確認を行い、県において保管する。
(労働雇用戦略課)

(その後の取組)

<参考：平成30年9月28日公表分>
平成28年度の事業については、速やかに委託先から再委託の契約書、請求書、領収書などの提出を受け、再委託の契約内容の確認を行い、県において保管した。
なお、平成29年度においては、再委託する際に事前に承諾を行い、再委託先を確認できる再委託契約書等の関係書類を遅滞なく県に提出させた。
今後とも、再委託の承諾に係る事務処理を速やかに行うよう努める。

措置済み

			(労働雇用戦略課)	
		再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-48)	業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)	措置中
			<参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)	検討中
94-98	15	魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業の企画及び実施業務		
		委託先から提出された見積書は、合計14,867,000円のところ、補助金1,700,000円、事業費12,957,000円、事務費210,000円としか区分けされていない。見積りの段階で、より詳しい内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認しなければならない。妥当性の確認については、その経過を記録に残すことも必要である。(意見-49)	令和元年度においても、委託契約締結の際、見積書に各事業費の内訳を添付させることで見積金額の妥当性を確認した。また、「見積書チェックシート」により、見積金額の妥当性について複数人が確認した。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の委託契約締結の際、見積書に各事業費の内訳を添付させることで見積金額の妥当性を確認した。また、新たに「見積書チェックシート」を作成し、見積金額の妥当性について複数人が確認するよう改善を行った。 (観光政策課)	措置済み
		理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。 再委託の承諾は、書面によることとおかなければならない。(意見-50)	令和元年度契約分においても、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度契約分から、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)	措置済み
		見積書の提出依頼、業務完了承認の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-51)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等をボールペン書きで記載している。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 当該見積書の提出依頼、業務完了承認の決裁年月日と発送	措置済み

			年月日をボールペン書きに改めた。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)	
		委託契約締結の決裁、前金払の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-52)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底し、記載洩れがないことを確認した。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
99-101	1 6 徳島県観光ガイドマップの購入			
		購入伺い、見積書の提出依頼、検収伺い、いずれも決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-53)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等をボールペン書きで記載している。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該購入伺い、見積書の提出依頼、検収伺いの決裁年月日をボールペン書きに改めた。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
		購入契約締結の決裁の起案書において、決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施され	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹	(その後の取組)

		ることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-54)	<p>底し、記載洩れがないことを確認した。 (観光政策課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
102-105	17	v s 東京「おどる宝島！パスポート」キャンペーン事業実施業務	<p>見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、前金払伺い、委託業務完了承認の決裁、いずれも決裁日の記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-55)</p> <p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底し、記載洩れがないことを確認した。 (観光政策課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組) 措置済み
		契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であり、公印が使用されたのが平成29年2月14日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-56)	<p>令和元年度の契約締結についても、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の契約締結においては、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組) 措置済み
106-109	18	4 K ライブラリー構築業務		

		<p>契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であり、公印が使用されたのが平成28年7月15日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-57)</p>	<p>「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、令和元年度の当課の契約締結については、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、早期に事務手続を行っている。 (観光政策課)</p>	措置済み
		<p>完了報告書の年月日、その承認伺いの立案日、決裁日、発送日が、いずれも平成29年3月31日である。また、委託業務完了承認書に記載された業務完了日、完了報告日、検査日も平成29年3月31日である。ところが、委託業務完了承認書に公印が押されたのは、平成29年3月30日である。 今後は、書面上矛盾が残るこのような事態が二度と発生しないようにしていただきたい。(意見-58)</p>	<p>「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、令和元年度の当課の契約事務については、意見の趣旨を踏まえ、適正な執行を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 「4Kライブラリー構築業務」は平成28年度で終了したが、今後は意見の趣旨を踏まえ、契約事務の適正な執行に努める。 (観光政策課)</p>	措置済み
110-115	1 9	ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業		
		<p>委託契約書の前文の契約当事者「乙」の記載は、「株式会社R徳島営業所」ではなく、委託契約の相手方である「株式会社R」としておかなければならない。 委託契約書の末尾の契約当事者「乙」の記載も、まず契約の主体である「株式会社R」について記載し、そのうえで、「株式会社R」の代理人である「徳島営業所所長」について記載するのが本来である。(意見-59)</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、管財課長名で発出された通知「委託契約書作成上の留意点について」の趣旨を踏まえ、契約当事者及び代理人の記載が適切にできていることを確認し、契約書を取り交わした。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 管財課長名で発出された通知「委託契約書作成上の留意点について」の趣旨の徹底を図った。 また、「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、契約当事者及び代理人の記載が適切にできていることを確認して、契約書を取り交わした。 (観光政策課)</p>	措置済み
		<p>委託先からの提出書類の作成名義人が、委託先の代理人として委任状に記載された者であることを確認して、真正な代理人との間で取引を行わなければならない。</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、提出された書類の作成名義人及び契約書</p>	(その後の取組)

<p>委託契約書の記名押印者が、委託先の代理人として委任状に記載された者であることを確認して、真正な代理人との間で契約書を取り交わさなければならない。(意見-60)</p>	<p>の記名押印者が、契約当事者から委任を受けた真正な代理人であることを確認した上で締結を行った。 (観光政策課)</p>	
<p>理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。 再委託の承諾は、書面によることとおかなければならない。(意見-61)</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、提出された書類の作成名義人及び契約書の記名押印者が、契約当事者から委任を受けた真正な代理人であることを確認している。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>見積書の提出依頼、契約締結の決裁、完了承認の決裁の、決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。(意見-62)</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
<p>契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり、公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等をボールペン書きで記載している。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
<p>契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり、公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を</p>	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、提出された書類の作成名義人及び契約書の記名押印者が、契約当事者から委任を受けた真正な代理人であることを確認している。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり、公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を</p>	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞ 「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約においては、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載するよう改善している。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり、公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を</p>	<p>当該見積書の提出依頼、契約締結の決裁、完了承認の決裁年月日をボールペン書きに改めた。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課)</p>	措置済み
<p>契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり、公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を</p>	<p>「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、令和元年度の当課の契約については、早期に事務手続を行った。</p>	(その後の取組)

		作成しなければならない。(意見-63)	(観光政策課)	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 「ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業」は平成29年度で終了したが、平成30年度の当課の契約においては、早期に事務手続を行っている。 (観光政策課)</p>	措置済み
116-120	20	「秋の阿波おどり～阿波おどり大絵巻～」イベント実施委託業務		
		見積りの段階で、減額できる部分がないのか十分に検討し、その検討の経過を記録に残すことが必要である。 (意見-64)	<p>令和元年度においては、前年度の開催実績を検証し、集客の乏しいものや事業効果の薄いものを廃止した上で、新たに集客が見込まれるイベントを企画するとともに、減額できる部分がないのか十分に検討し、その検討の経過を記録に残した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度においては、前年度開催時のアンケート結果等を検討し、集客の乏しいものや事業効果の薄いものを廃止した上で、新たに集客が見込まれるイベントを企画するとともに、減額できる部分がないのか十分に検討し、その検討の経過を記録に残した。 (観光政策課)</p>	措置済み
		理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。 再委託の承諾は、書面によることとおかなければならない。(意見-65)	<p>令和元年度契約分についても、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度契約分から、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。 (観光政策課)</p>	措置済み
		業務完了報告を受ける際に、外部に支払った部分については、可能な限り領収書や通帳等の支払関係証憑の写しを提出させておくべきである。(意見-66)	<p>令和元年度の業務完了報告においても、委託先から外部に支払った部分についての領収書や振込証明書等の証憑書類を提出させ、確認を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の業務完了報告において、外部に支払った部分については、領収書や振込証明書等を提出させた。 (観光政策課)</p>	措置済み

		<p>再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-67)</p>	<p>業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)</p>	措置中
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)</p>	検討中
		<p>契約書に記載された年月日が平成28年8月26日であり、公印が使用されたのが平成29年1月13日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。(意見-68)</p>	<p>令和元年度の契約締結においても、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度の契約締結においては、早期に事務手続を行った。 (観光政策課)</p>	措置済み
121-126	2 1 海外発信及び海外との関係強化推進事業の企画及び実施業務	<p>1 回限りのイベント的要素の強い本事業のような事業については、予算の枠を決めたあと、事業の詳細を詰めて確定していくという過程をたどらざるを得ない面がある。ただ、事業の中身よりも先に予算の枠が決まっていると、当該枠内で事業が実施されればよく、事業実施にあたっての効率性や経済性を考えることが後回しになりがちであるという側面があることは否定できない。事業の効率性や経済性を事後的に測るためにも、当該事業について、最終的にどのようなことが行われ、それにどのような経費が掛かったのかを把握することは不可欠である。</p> <p>本事業について担当課から提出された資料の中には、当初、各事業の実施内容や成果を確認できる資料はなかったものの、後に委託先から資料を取り寄せ、提出があった。また、今後は事業の実施内容や成果を確認するため、委託先から資料を取り寄せることとするの方針表明があったことは評価できる。</p> <p>今後もその資料のもつ意味合いを考え、的確な資料を残すようにしていただきたい。(意見-69)</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から事業の実施内容・成果等を確認できる資料の提出を受け、適正に保管することとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度分は、監査実施期間中に委託先から事業の実施内容・成果を確認できる資料を取り寄せ、速やかに対応した。平成29年度分についても、事業成果報告書の提出を受け適正に保管するよう改善した。 (観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み	
		<p>事業の担当課に事務局がおかれている任意団体に事業の委託をするのは、当該任意団体のメンバーが一堂に会し、実質的な協議をして方向性を決めることが必要であ</p>	<p>令和元年度においても、引き続き、県が直接実施している。 (観光政策課海外誘客室)</p>	(その後の取組)

<p>るなど、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定するべきである。(意見－70)</p>	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとした。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>措置済み</p>
<p>事業の一部が再委託されているところ、当該再委託先が選定された理由の説明は、再委託承諾申請書が1枚あるだけである。 当該申請書には、委託先が、再委託先を選定するため、平成28年9月9日から同月16日までの間、企画提案者を募集したうえ、委託業者審査委員会で審査し、再委託先を選定したとある。 当該選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料も取得しておくべきである。(意見－71)</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料の提出を受けることとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度及び29年度分について、再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料を取得した。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているところ、公印使用の日付からみる限り、県の書面による承諾は、平成29年3月30日になされている。にもかかわらず、I社の徳島県国際観光テーマ地区推進協議会への業務完了報告書は、平成29年1月31日に出されており、同日までに再委託された一部の事業は終了している。県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見－72)</p>	<p>本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前に書面による承諾を行うこととしている。 (観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。 なお、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>上記のとおり、決裁年月日の記載のないものが散見された。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見－73)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。 (観光政策課海外誘客室)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよ</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			う、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課誘客営業室)	
127-131	2 2	徳島県外国人観光誘客促進事業（V J 地方連携事業）の企画及び実施業務		
		本事業も、1回限りのイベント的要素の強い事業であるから、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。(意見-74)	本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から事業の実施内容・成果等を確認できる資料の提出を受け、適正に保管することとしている。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度分は、監査実施期間中に委託先から事業の実施内容・成果を確認できる資料を取り寄せ、速やかに対応した。平成29年度分についても、事業成果報告書の提出を受け適正に保管するよう改善した。 (観光政策課誘客営業室)	措置済み
		本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているため、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。 また、本事業についても、二つの事業が再委託されているところ、当該再委託先は、企画提案の公募により行われ、最も優秀な事業者が選定されたと理由の説明がある。ただ、選定手続きの具体的な経過は不明である。 二つの再委託契約はともに複数の委託者があり、国が選定手続きの取りまとめをしたとのことである。 委託先を通じて、再委託先がどのように選定されたのかが確認できる資料を取得しておくべきである。(意見-75)	本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料の提出を受けることとしている。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとした。 また、平成28年度及び29年度の再委託について、事業者選定手続きの取りまとめを行った国（運輸局）から選定手続きを確認できる資料を取得し、適正に行われていることが認められた。 (観光政策課誘客営業室)	措置済み
		契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見-76)	本事業については、平成30年度から県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前書面による承諾を行うこととしている。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分>	

		<p>県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。 なお、平成30年度から当該事業は、県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>措置済み</p>	
	<p>決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-77)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。 (観光政策課海外誘客室)</p>	<p>(その後の取組)</p>	
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課誘客営業室)</p>	<p>措置済み</p>	
<p>132-135</p>	<p>2 3 徳島県外国人観光誘客促進事業の企画及び実施業務</p>	<p>本事業については、当初予算が15,600,000円であったのに、最終的な実績は、11,196,062円と当初予算の7割程度に止まっている。 しかし、そのような結果になった理由は、書類を一見しただけではわからない。予算編成時には、ある程度細かく項目分けして、具体的に予算価格を積算しているが、それに対応する実績がどのようなものであるかを確認できる資料はみあたらない。これでは、多岐にわたる事業のうち、どの事業がどの程度実施され、どの事業は実施されなかったのかを確認することができないし、ひいては、個別の事業について、次年度以降にどのような形で具体的に事業を続けていくのか、また、続けていかないのかを判断するのに困ることになる。 十分には資料が取得できていないと言わざるを得ない。少なくとも、実績の報告は、当初予算の段階のものに対応したものを提出するよう相手方に求め、それを保管しておくべきである。(意見-78)</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から当初予算の項目に対応した実績報告の提出を求め、適正に保管することとしている。 (観光政策課海外誘客室)</p>	<p>(その後の取組)</p>
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成28年度分について、当初予算の項目に対応した実績報告の提出を受けた。 平成28年度に当初予算と比べて減額となった主な要因としては、「受入環境整備」として実施した事業者等向け助成制度申請実績に応じた減額や、「情報提供ツール・滞在コンテンツの充実」に関して、更新にかかる費用が発生しなかったこと、「各種観光情報の多言語化経費」について、パンフレットの増刷部数の減額等により、委託経費が減額となったものである。 平成29年度分においても、当初予算の項目に対応した実績報告の提出を相手方に求め、適正に保管した。</p>	<p>措置済み</p>	

		(観光政策課誘客営業室)	
	本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているので、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。(意見-79)	令和元年度においても、引き続き、一部を除き県が直接実施している。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとした。 (観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
	契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見-80)	本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前による承諾を行うこととしている。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。 なお、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。 (観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
	決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-81)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。 (観光政策課海外誘客室)	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み

<p>本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているため、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。</p> <p>また、本事業についても、四つの事業が再委託されているので、「22」の事業と同様の観点からの注意が必要である。</p> <p>とりわけ、D社に再委託した「Tokushima Tourism Site [Toku NAVI]デザイン改修等業務」は、契約金額が4,097,682円にのぼり、担当課が直接契約するならば、100万円以上のホームページの改修にあたるため、徳島県ICT推進本部の調達管理委員会における調達前審査を受ける必要がある事業にあたる。このような手続きを潜脱するために委託・再委託の方法をとったとの疑念を残さないためにも、委託先が再委託先から資料や情報の提供を受け、担当課が同委員会における調達前審査を受けたことになると同様の結果になるような手続きを経るべきである。(意見-82)</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料の提出を受け、適正に保管することとしている。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p>	<p>(その後の取組)</p>
<p>契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。(意見-83)</p>	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>担当課に事務局を置く任意団体への委託については、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定することとし、事業の内容を精査した結果、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとした。</p> <p>また、平成28年度及び29年度分について、再委託先の選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料を取得した。</p> <p>なお、D社に再委託した「Tokushima Tourism Site [Toku NAVI]デザイン改修等業務」については、委託先が再委託者の選定のために作成した公募にかかる資料等を取り寄せるとともに、徳島県ICT推進本部の調達前管理委員会に審査を依頼し、事後的ではあるが調達手続きに係る同意を得た。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p>	<p>措置済み</p>
<p>決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-84)</p>	<p>本事業については、平成30年度から一部を除き県が直接実施しているが、今後、同様な事案があった場合には、委託先から再委託を確認できる関係書類の提出を受け、事前による書面による承諾を行うこととしている。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>県として再委託の内容は把握していたものの、事務手続きが大幅に遅れてしまったため、今後はこのようなことが発生しないよう努める。</p> <p>なお、平成30年度から当該事業は、一部を除き県が直接実施することとしたため、再委託に係るものはなくなった。</p> <p>(観光政策課誘客営業室)</p> <p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、立案文書に決裁年月日等を記載し、記載洩れがないことを確認している。</p> <p>(観光政策課海外誘客室)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	<p>(その後の取組)</p>

			<p>電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日を記入し、是正を行った。</p> <p>今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課誘客営業室)</p>	措置済み
140-147	2 5 産業観光交流センター 音響反射板仕様検討業務・音響反射板製作業務			
	全体について	<p>本件のような新たに行うことになった事業については、その事業を行う必要性、相当性が後にも確認できるだけの資料を収集し、保管しておくべきである。</p> <p>また、本件事業で製作された音響反射板を設置することにより、音響がよくなったことを客観的に確認できる資料を収集し、保管しておくべきである。(意見-85)</p>	<p>引き続き、新たに行うこととなった事業について、事業の必要性や効果を示す詳しい資料を整備・保管することを課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>徳島県において構造物の木質化を推進してきている中で、アスティとくしまは残されていた施設であったこと、また、多目的ホールがクラシック音楽に向かないと言われていたことから、本事業の目的は、アスティとくしまの木質化及び多目的ホールを生音演奏にも対応できるよう、可能な限り音響環境の改善を図ることによって、機能強化を図り、汎用性を高め、クラシックコンサートなど生音演奏での活用を増やしていくことであった。</p> <p>音響がよくなったことは、音響反射板設置後のクラシックコンサート参加者へのアンケートにより確認できたため、アンケート結果を保管することとした。</p> <p>今後は、県民の閲覧に供することを前提として、事業の必要性や効果を示すより詳しい資料を整備・保管するよう課員に周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(にぎわいづくり課)</p>	措置済み
	音響反射板仕様検討業務について	<p>本事業は、予定価格が1,500,000円と設定されている。しかしながら、その予定価格を算出した根拠の書類はなく、どのように予定価格が算出されたのか不明である。県契約事務規則第31条は、随意契約の場合であっても、予定価格は競争入札の場合に準じて定めなければならないとしているのであり、本事業の予定価格の設定は、不適切であると言わざるを得ない。(指摘-7)</p>	<p>引き続き、予定価格の設定に当たっては、市場価格の把握に努め、書面で整備・保管するよう課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>本事業の予定価格については、前例のない業務であり金額の算出が困難であった中、1者から聞き取った見積金額を予定価格としたことについて不適切との指摘を受けたものであるが、本来は見積書を提出させるなど、根拠書類を保存して</p>	措置済み

		<p>おくべきであり、さらに金額の客観性を確保するためには、複数から見積を徴収することが望ましいところであったことから、予定価格の設定に当たっては、より一層の市場価格の把握に努め、書面で整備・保管するよう課員に周知徹底を図った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	
	<p>本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約がなされている。しかしながら、本事業については、3者から見積書が提出されている。複数それも3者が見積を出すことができている以上、本事業は同号に該当する事業であるということではない。また、予定価格が1,500,000円であり、1,000,000円を超えているのであるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約もできない。</p> <p>本事業については、競争入札を実施する必要があったものであり、不適切な事務手続きによる随意契約がなされている。(指摘-8)</p>	<p>引き続き、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行うとともに、チェックリストを活用し、適切な契約方法であるか、複数人での確認に努めている。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 今回の事案は、本来は競争入札により委託事業者を選定すべきところ、委託事業を適正に実施できると思われる3事業者から見積徴収を行い、最低額を提示した事業者と委託契約(随意契約)を締結したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、課内で情報共有を図り、契約事務規則や随意契約ガイドラインに基づく適正な事務執行を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、随意契約締結の立案の際に添付するチェックリストを作成し、適切な契約方法であるか複数人が確認することによって、再発防止を図った。</p> <p>今後とも、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
	<p>契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきであり、委託業務の終了後5か月以上もあとになって契約書を作成するのは、遅すぎると言わざるを得ない。(指摘-9)</p>	<p>令和元年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行い、引き続き、適正な事務の執行に努めている。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該事業は終了したが、平成30年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行っている。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
音響反射板製作業務について	<p>本事業は、予定価格が16,200,000円と設定されている。しかしながら、その予定価格を算出した根拠の書類はなく、どのように予定価格が算出されたのかは不明である。本事業の予定価格の設定も音響反射板仕様検討業務と同様、不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>(指摘-10)</p>	<p>引き続き、予定価格の設定に当たっては、市場価格の把握に努め、書面で整備・保管するよう課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の予定価格については、「仕様検討業務」で算出された事業費の見積金額を根拠に、最終的に16,200,0</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			<p>00円と設定したものであったが、算出根拠が不明確との指摘となった。今後はこのような指摘を受けることのないよう、適正な事務処理について、課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)</p>	
		<p>委託業者I社に見積書の提出を依頼する手続きにおいて、予定価格が砂消しゴムで訂正されている。砂消しゴムによる訂正は、許されない。(指摘-11)</p>	<p>引き続き、文書規程に基づく適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 砂消しゴムの使用は一切禁止とし、文書規程に基づく適正な事務処理を行うよう、課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
		<p>I社だけが本事業を実施できるというのであれば、そのことについてのより説得的な根拠を残しておくべきであるし、その根拠を裏付ける資料も残しておくべきである。(意見-86)</p>	<p>引き続き、随意契約とすることが適切であることを示すより詳細な資料を整備・保管するよう課員に周知徹底し、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 本業務は、「音響反射板仕様検討業務」に基づき、音響反射板を製作する業務であるが、仕様検討業務において決定された仕様を満たし、確実に製作可能な事業者はI社のみと判断したが、作成した資料では説得的な根拠がないとの意見となった。 今後は、県民の閲覧に供することを前提として、随意契約とすることが適切であることを示すより詳細な資料を整備・保管するよう課員に周知徹底を図った。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
		<p>本事業についても、委託業務の終了した約5か月後に契約書が作成されているところ、契約書の作成が遅すぎると言わざるを得ない。(指摘-12)</p>	<p>令和元年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行い、引き続き、適正な事務の執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 当該事業は終了したが、平成30年度の当課の委託契約については、早期に事務手続を行っている。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
148-151	26 渦の道 床面蓋改修工事	<p>本事業は、予定価格が47,520,000円と設定されている。これは、以前同様の事業を発注したときの経験などに鑑みて、そのような金額の設定をしたとのこ</p>	<p>引き続き、具体的な事業に見合った予定価格の設定に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)

<p>とである。過去の経験からそのように処理したのは、その後の見積額に照らしても、適当であったと思われる。</p> <p>また、本事業については、工事の竣工にあたり、金額を932,040円減額する変更工事請負契約が締結されており、最終的にも減額されている。</p> <p>今後も、本事業のように、具体的な事業に見合った金額を設定することを心掛けていただきたい。(意見-87)</p>	<p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成29年度に実施した工事請負契約においても、予定価格の設定にあたっては、過去事例の経験などに鑑みて金額を設定した。</p> <p>また、必要に応じて変更工事請負契約を締結しており、今後も、具体的な事業に見合った金額を設定することを心掛けて参りたい。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>契約書の前文の「受注者」の記載は、契約の相手方である「株式会社B」とし、契約書の末尾の「受注者」の記載も、まず契約の主体である「株式会社B」について記載し、そのうえで、「株式会社B」の代理人である「神戸支店支店長」について記載するのが本来である。(意見-88)</p>	<p>システム改修後においても、契約書の記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化に努めている。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
<p>上記のとおり、決裁年月日等の記載のないものが散見された。決裁年月日等は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-89)</p>	<p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>契約書は「工事基礎情報管理システム」を用いて作成したものであるが、その記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、決裁を複数担当ラインで行うようチェック体制を強化した。</p> <p>また、今回システム上の問題で一部受注者の記載が適切になされていなかったことから、システムの所管課において適切な記載となるよう、平成30年4月に改修を行った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>上記のとおり、決裁年月日等の記載のないものが散見された。決裁年月日等は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-89)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を職員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
<p>上記のとおり、決裁年月日等の記載のないものが散見された。決裁年月日等は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-89)</p>	<p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。</p> <p>また、「文書事務の適正な執行について(平成30年4月13日付け行第7号・法第3号)」及び「文書事務の適正な処理について(平成30年6月4日付け法第27号)」の通知文を所属内全職員に周知し、今後はこのような不備が生じないよう、徳島県文書規程などの関係規程に従い、適正に処理するよう努めることとした。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	<p>措置済み</p>

<p>本件事業の手続きにおいて、決裁年月日及び発送年月日の記載がないものが散見された。今後は記載漏れのないようにしていただきたい。(意見-90)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 起案書は電子決裁システムを用いて作成しており、決裁の際にはシステムへ決裁日の入力を行っているものの、起案書(紙)への記載ができていなかったものである。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、課内会議を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 また、本人が再度確認するとともに、立案者以外の者が、記載漏れがないか確認するよう改善した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>本事業のように、可能な限り早期に事業に着手し、事業完了を目指さなければならないものについては、より迅速な事務処理が必要であったと思われ、いくら慎重に事業を進めようとしたとはいえ、事務処理には十全でないところがあったように思われる。(意見-91)</p>	<p>当該事業は平成29年度で終了しており、当課において類似の事業を実施する予定はないが、意見の趣旨を踏まえ、本事業のように、可能な限り早期に事業に着手し、事業完了を目指さなければならないものについては、当初の計画どおりに事業を完了させるため、事業全体のスケジュールを念頭に置き、事務処理をスムーズに実施することとしている。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の業務内容は、「物件の探索と確保」「設計」「物件のリノベーション」「リノベーション後、当施設の運営管理」であり、当初の委託契約期間は平成28年度末までとしていた。しかしながら、予定していたよりも物件の探索に時間を要したこと、また、物件決定後においても、入居者の退去が平成29年4月になるということから、平成28年度内の事業完了が困難となったが、やむを得ないと判断した。 当課において、類似の事業を実施する予定はないが、本事業のように、可能な限り早期に事業に着手し、事業完了を目指さなければならないものについては、当初の計画通りに事業を完了させるため、事業全体のスケジュールを念頭に置き、事務処理をスムーズに実施するよう、課内会議で周知徹底した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

変更契約手続きをし、平成28年度分の業務完了承認をしたあと委託料を支払うという通常の処理をすべきところを、委託業務費前金払という形式を取ることにし、早期に支払いをしたようにみえる。委託業務費前金払を行うことの必要性及び相当性を確認できるだけの資料が十分ではない。(意見-92)

当該事業は平成29年度で終了しており、当課において類似の事業を実施する予定はないが、意見の趣旨を踏まえ、今後、前金払いをする場合は、必要性及び相当性を十分に確認できる資料を受託事業者から提出させるとともに、前金払の時期や必要性を慎重に判断した上で支払うこととしている。
(もうかるブランド推進課)

(その後の取組)

<参考：平成30年9月28日公表分>

平成28年度事業に係る委託料の前金払いについては、受託事業者から「委託業務費前金払理由書」と費用の「内訳明細書」の提出があったため、契約書に記載のとおり、県と受託事業者双方の協議の上、必要と認められる範囲内で行ったものである。

なお、委託料前金払いの請求の時期が平成29年3月と遅かったことから、平成29年度事業の実施においては、早期に必要な書類の提出を求め、委託料の一部について、前金払いの事務処理を行った。

今後とも、前金払いをする場合は、必要性及び相当性を十分に確認できる資料を受託事業者に提出させるとともに、前金払の時期や必要性を慎重に判断した上で支払うよう、課内会議で周知徹底した。

(もうかるブランド推進課)

措置済み

平成28年度分の委託業務完了承認がなされたのは、平成29年7月26日であり(公印使用の年月日)、業務完了のほぼ4か月後にその承認がなされるのは、余りにも遅すぎる。(指摘-13)

当該事業は平成29年度で終了したが、平成30年度及び令和元年度の当課の契約事務については、速やかに手続を行った。

(もうかるブランド推進課)

(その後の取組)

<参考：平成30年9月28日公表分>

平成29年度事業の委託業務完了承認は、速やかに行った。今後とも事務処理を早急に行うよう、課内会議で周知徹底した。

(もうかるブランド推進課)

措置済み

D社とR社の再委託契約書の写しを取得しているが、R社に再委託する業務の内容を記載した再委託契約書「別添の『基本設計委託指針』」が添付されていない。これでは、どのような業務が再委託されたのかが確認できない。「別添の『基本設計委託指針』」を取得するべきである。(意見-93)

当該事業は平成29年度で終了したが、意見の趣旨を踏まえ、今後、同様の事案があった場合には、委託先から再委託を行う業務について確認できる関係書類の提出を受け、県において保管することとしている。

(もうかるブランド推進課)

(その後の取組)

<参考：平成30年9月28日公表分>

今回の事案は、D社がR社に再委託する業務の内容について、D社との協議の中で事前に把握していたものの、取得していた再委託契約書には「別添の『基本設計委託指針』」が

措置済み

			添付されていなかったものである。意見を受け、速やかに「別添の『基本設計委託指針』」を入手し、県において保管した。 (もうかるブランド推進課)	
		本事業は、業務完了により完成した施設を、受託事業者が県から転貸を受け、自ら運営することを前提としている。県は年間50,000,000円の賃料を支払い、受託事業者は県に年間20,000,000円の転貸賃料を支払うことになっている。 受託事業者が相当な金額の補助を受けて事業をするという側面があるのであるから、受託事業者との間で転貸借契約を締結するにあたっては、ひとり受託事業者だけが利益を得られるようなことにはならないよう、利益のいくらかを県に還元してもらう必要がある。そのため、担当課では開業前の平成29年12月に、単年度で利益が生じた場合は、その一部を翌年度の県主催事業に還元させる契約を締結したが、これが確実に実施されるのか、確認していく必要がある。(意見-94)	当該事業の決算について、引き続き、関係帳票等により、収支状況を正確に把握し、県主催事業への利益の還元が確実に履行されるよう確認している。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 当該事業の決算について、関係帳票等により、収支状況を正確に把握し、県主催事業への利益の還元が確実に履行されるよう確認している。 (もうかるブランド推進課)	措置済み
160-163	28	とくしまブランド推進機構発進事業（地方創生推進交付金対象事業）業務		
		委託料の返納依頼の「立案日」の記載が砂消しゴムで訂正されている。砂消しゴムによる訂正は許されない。 (指摘-14)	適正な文書事務の執行を図るため、引き続き、「文書事務の適正な執行について（通知）」の周知徹底を図るとともに、関係職員の相互確認による重層的チェックを行った。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、課内会議を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。 (もうかるブランド推進課)	措置済み
		本件事業の手続きにおいて、決裁年月日及び発送年月日の記載がないものが散見された。今後は記載漏れのないようにしていただきたい。(意見-95)	徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (もうかるブランド推進課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年9月28日公表分> 起案書は電子決裁システムを用いて作成しており、決裁の際にはシステムへ決裁日の入力を行っているものの、起案書(紙)への記載ができていなかったものである。 今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理が行われるよ	措置済み

			<p>う、課内会議を実施したほか、人事課行政改革室長及び総務課法務文書室長名で発出された通知「文書事務の適正な執行について」の趣旨の徹底を図った。</p> <p>また、本人が再度確認するとともに、立案者以外の者が、記載漏れがないか確認するよう改善した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	
		<p>当初の委託契約について押印がなされたのは、平成28年5月11日である。契約は、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するのであるから(地方自治法第234条第5項)、当初の委託契約が確定したのは、平成28年5月11日になる。しかるに、支出命令は、契約が確定した日の前日の平成28年5月10日になされている。1日ではあるが齟齬が生じている。支出負担行為の決裁に時間を要したため、このような齟齬が生じたと考えられるとのことであるが、書類上は契約確定前に支出命令されたことになっている。支出命令が実行されたのは平成28年5月12日であり、事後的にみると処理に問題はないものとなっているものの、やはり実際に委託契約が確定していないのに支出命令するという事態は望ましくない。今後は、事務処理の日付において矛盾が生じないように手続きを進めていただきたい。(意見-96)</p>	<p>当該事業は平成29年度で終了したが、平成30年度及び令和元年度の当課の契約事務については、日付に齟齬が生じていないかどうか、立案者以外の者が確認を行い、適正に事務処理を行った。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>順序をおって適正に事務処理するとともに、日付に齟齬が生じていないかどうか、立案者以外の者が確認するよう、課内会議で周知徹底した。</p> <p>(もうかるブランド推進課)</p>	措置済み
164-171	29 水産種苗生産業務委託事業			
		<p>今後は、事業計画の提出を受けてから契約を締結する等、契約内容の一部変更を検討していただきたい。(意見-97)</p>	<p>令和元年度においても事業計画の提出を受けてから契約を締結しており、今後も同様の方法で契約を締結する。</p> <p>(水産振興課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>契約内容の見直しを行い、平成30年度から、事業計画の提出を受けてから契約を締結することとした。</p> <p>(水産振興課)</p>	措置済み
		<p>当該随意契約はあくまで単年度の契約であり、したがって過去の退職給与費が契約金額に含まれているのは適当ではない。今回のように、過去の退職給与費まで県が負担しなければならないのであれば、今回の随意契約とは区別して検討すべきではないだろうか。</p> <p>担当者的話では、平成29年度末において在職者に対する退職金の要支給額と退職給与引当資産は同額となっているということから、今後はこのような問題は生じることはないと思われるが、退職金の支給基準の変更等過</p>	<p>現在、全ての職員が退職し、再任用として雇用しているため、退職金は発生する予定はないが、今後、新たな職員を雇用した場合は、金額の積算基礎について確認を行い、同様の事案が発生しないよう努める。</p> <p>また、退職金に限らず、過年度の費用を負担する必要が発生した場合は、当年度の契約と区別して契約する等の対応を行う。</p> <p>(水産振興課)</p>	(その後の取組)

<p>去の退職金の金額に変動が発生したような場合には注意をしていただきたい。(意見－98)</p>	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今後は、退職金の支給基準の変更等が発生した場合は金額の積算基礎について確認を行い、同様の事案が発生しないよう努める。 また、退職金に限らず、過年度の費用を負担する必要が発生した場合は、当年度の契約と区別して契約する等の対応を行う。 (水産振興課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>委託業務締結の決裁および業務実施計画の承認において、決裁年月日、発送年月日の記載がないものがあった。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見－99)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底し、全ての立案文書に日付を記載している。 (水産振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載(手書き)ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日、発送年月日を記載し是正を行った。 また、通知文、「文書事務の適正な執行について(平成30年4月13日付け行第7号、法第3号)」の周知や課内協議等を行い、内部牽制体制の強化を図ると共に、担当者の適正な文書事務に対する意識向上を図った。 (水産振興課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>実績報告の検査については、現在の検査に加え、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性を検証すべきである。(意見－100)</p>	<p>平成30年度の実績報告の検査においても、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性の検証を行った。 また、その結果については、委託業務完了検査結果状況調書に記載している。 今後も同様の対応を継続する。 (水産振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
	<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の実績報告の検査から、現在の検査に加え、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性の検証を行っている。 また、その結果については、委託業務完了検査結果状況調書に記載することとした。 (水産振興課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>本事業の実績額は今後の事業においても重要であり、また次年度の予算・予定価格に影響を及ぼすことから、</p>	<p>平成30年度の変更契約を締結する際も、予算と決算の差異分析を行い、変更の理由として、決裁文書に記載している。</p>	<p>(その後の取組)</p>

		<p>今後は予定価格と実績額との差異分析を行い、次年度以降の予定価格算定の参考にする必要がある。(意見-101)</p>	<p>この分析結果については、令和元年度以降の予定価格の算定の参考とした。 今後も同様の対応を継続する。 (水産振興課)</p>	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成29年度の変更委託契約を締結する際に、予算と決算の差異分析を行い、変更の理由として、決裁文書に記載している。 この分析結果については、平成31年度以降の予定価格の算定の参考とする。 (水産振興課)</p>	措置済み
172-179	30 エレベーター改修工事			
		<p>確かに、契約の性質上その相手先を限定せざるを得ないことは理解できるが、このような状況では県民の誤解を招く恐れがある。今後は、参考見積辞退届を実際に入手してから、見積書の提出依頼、見積書の入手、契約締結という流れを厳守すべきである。(指摘-15)</p>	<p>引き続き、県民の誤解を招くことがないように見積辞退の意思は口頭ではなく、辞退届により確認を行うことを課員に周知徹底し、契約事務の適正な執行に努めている。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 今回の事務処理については、辞退の意思を口頭で確認していたが、参考見積辞退届を提出させるのが遅くなったところである。 今後は、契約事務の適正な執行に努める。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
		<p>契約①においては見積結果及び契約の締結に関する起案書(上記(1)ク(ウ))、契約②においては工事請負契約の締結に関する起案書(上記(2)ク(エ))に決裁日、発送日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-102)</p>	<p>徳島県文書規程等に基づいた適切な事務処理を行うため、引き続き、通知文書「文書事務の適正な執行について」を課員に周知するとともに、起案書への決裁年月日等の記載を徹底した。 (にぎわいづくり課・住宅課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 契約①について 電子決裁システムでの起案書の施行の際には、決裁日等の入力が必要となっており、施行と同時に起案書への記載(手書き)を行うことについて職員に周知徹底するとともに、当該起案書の決裁日等を記載し、是正を行った。 また、文書発送の際には記載がされているか担当と上司でダブルチェックを行うこととした。 (住宅課)</p>	措置済み
			<p>契約②について</p>	

			<p>電子決裁システムでの立案文書の施行の際には決裁年月日等の入力を行っているものの、立案文書への記載（手書き）ができていなかったため、意見を受け、当該立案文書の決裁年月日等を記入し、是正を行った。</p> <p>また、「文書事務の適正な執行について（平成30年4月13日付け行第7号・法第3号）」及び「文書事務の適正な処理について（平成30年6月4日付け法第27号）」の通知文を所属内全職員に周知し、今後はこのような不備が生じないよう、徳島県文書規程などの関係規程に従い、適正に処理するよう努めることとした。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課）</p>	
		<p>契約書の前文の「受注者」の記載は、契約の相手方である「F株式会社」とし、契約書の末尾の「受注者」の記載も、まず契約の主体である「F株式会社」について記載し、そのうえで、「F株式会社」の代理人である「四国支店支店長」について記載するのが本来である。（意見-103）</p>	<p>システム改修後においても、契約書の記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化に努めている。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課・住宅課）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>契約書は「工事基礎情報管理システム」を用いて作成したものであるが、その記載が適切な内容となっているか必ず確認するよう職員に周知徹底するとともに、決裁を複数担当ラインで行うようチェック体制を強化した。</p> <p>また、今回システム上の問題で一部受注者の記載が適切になされていなかったことから、システムの所管課において適切な記載となるよう、平成30年4月に改修を行った。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課・住宅課）</p>	措置済み
180-185	3 1 沖洲マリンターミナル維持管理業務	<p>契約書に東部県土整備局長の公印が押されているものの、公印使用の承認を得たことが確認できる公印承認スタンプが押されていない。公印使用の承認を得た際に、公印承認スタンプの押印を受けなければならない。（意見-104）</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。</p> <p>また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局<徳島>）</p>	（その後の取組）
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。</p> <p>具体的には、東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29</p>	措置済み

	<p>年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について（通知）」を発出し、職員に周知した。</p> <p>さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	
<p>見積りの段階で、内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認するべきである。妥当性の確認については、その経過を記録に残すことも必要である。（意見－105）</p>	<p>令和元年度においても、見積書に内訳を記入させ、見積金額の妥当性を確認した。</p> <p>また、「見積書チェックシート」による見積金額の妥当性について複数人が確認した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	<p>（その後の取組）</p>
	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞</p> <p>平成30年度契約分から見積書に内訳を記載させ、見積金額の妥当性を確認した。また、新たに「見積書チェックシート」を作成し、見積金額の妥当性について複数人が確認するよう改善を行った。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	<p>措置済み</p>
<p>契約書を作成する際には、仮に同内容の契約であっても、安易に前年度の契約書どおりにするのではなく、その内容に不備がないか、基本書式に従っているか等、十分に確認し、不備等がある場合には修正しなければならない。</p> <p>本事業において、再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。（指摘－16）</p>	<p>令和元年度においても、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。</p> <p>また、受託者から「再委託承諾申請書」を提出させ、再委託の項目、内容及び金額を確認した上で再委託の承諾を書面により行った。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	<p>（その後の取組）</p>
	<p>＜参考：平成30年9月28日公表分＞</p> <p>平成30年度契約分から、管財課が指定した基本書式を用い、再委託に関して書面による承諾が必要な旨を記載した。</p> <p>また、受託者から「再委託承諾申請書」を提出させ、再委託の項目、内容及び金額を確認した上で再委託の承諾を書面により行った。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	<p>措置済み</p>
<p>県としては、再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、の区別の基準について、明確に定めるべきである。（意見－106）</p>	<p>業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	<p>措置中</p>

		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)</p>	検討中
	<p>本事業の委託金額の大部分を占める清掃業務が再委託されている。これは、委託の趣旨に反していると思われる。直接委託にすべきである。(指摘-17)</p>	<p>令和元年度においても「清掃業務」は別契約に分割し、その上で2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の業務内容は、「維持管理全般」「鍵の解錠・施錠」「清掃業務」であったが、委託契約の内容を見直し、平成30年度から「清掃業務」は別契約に分割した。そのうえで、「清掃業務」については、2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	措置済み
	<p>本事業における清掃業務は、直接委託にするべきであるが、その場合、2号随意契約とする理由はない。(意見-107)</p>	<p>令和元年度においても「清掃業務」については、2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 本事業の業務内容は、「維持管理全般」「鍵の解錠・施錠」「清掃業務」であったが、委託契約の内容を見直し、平成30年度から「清掃業務」は別契約に分割した。そのうえで、「清掃業務」については、2号随意契約ではなく、競争入札による直接契約とした。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	措置済み
	<p>執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。 決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-108)</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。 また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。 (東部県土整備局<徳島>)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成30年9月28日公表分> 監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。 具体的には、</p>	措置済み

			<p>東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について（通知）」を発出し、職員に周知した。</p> <p>さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p>	
186-189	3 2 駐車場設備の保守、夜間警備及び維持管理業務	<p>契約書に東部県土整備局長の公印が押されているものの、公印使用の承認を得たことが確認できる公印承認スタンプが押されていない。公印使用の承認を得た際に、公印承認スタンプの押印を受けなければならない。（意見-109）</p> <p>再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額が明らかにされておらず、再委託を承諾する</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。</p> <p>また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。</p> <p>具体的には、</p> <p>東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について（通知）」を発出し、職員に周知した。</p> <p>さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（東部県土整備局＜徳島＞）</p> <p>令和元年度においても、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的内容、精算額及び完</p>	<p>（その後の取組）</p> <p>措置済み</p> <p>（その後の取組）</p>

<p>か否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。</p> <p>業務完了報告を受ける際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。(意見-110)</p>	<p>了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。</p> <p>(東部県土整備局<徳島>)</p>	
	<p><参考：令和元年5月31日公表分></p> <p>平成30年度は、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。</p> <p>(東部県土整備局<徳島>)</p>	措置済み
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>平成30年度は、再委託する業務の具体的な内容や予算額を記載した「再委託承諾申請書」を受託者から提出させ確認した上で、再委託を承諾した。</p> <p>業務完了報告を受ける際には、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったかどうかの確認を行う。</p> <p>(東部県土整備局<徳島>)</p>	検討中
<p>執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、再委託承諾伺い、各月の業務完了承認伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。</p> <p>決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。(意見-111)</p>	<p>令和元年5月の東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において「適正な会計事務の執行について」と題して、文書の適切な処理について、職員に確認するよう指示を行い、適正な処理の徹底を周知した。</p> <p>また、令和元年11月の同庁内の連絡協議において、「文書事務の適正な処理について」通知文書を職員に配布し、文書事務の適性な処理について繰り返し周知徹底を図った。</p> <p>(東部県土整備局<徳島>)</p>	(その後の取組)
	<p><参考：平成30年9月28日公表分></p> <p>監査の実施期間中に速やかに対応するよう努めることとし、平成29年度から、規則や規程等に基づく事務手続の改善を徹底し、適正な事務処理を行っている。</p> <p>具体的には、東部県土整備局徳島庁舎内の連絡会議において、平成29年11月には「立案時の注意」について、平成30年2月には「公印承認のゴム印の押印」について、それぞれ議題とするなど複数回にわたり、適切な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年3月には県土整備部長から県土整備部内の各所属長宛て、「適切な事務処理手続きの徹底について(通知)」を発出し、職員に周知した。</p> <p>さらに、平成30年6月の庁内連絡会議で、外部監査結果</p>	措置済み

			を受けて適切な事務執行を図るよう、東部県土整備局全体に周知・徹底した。 (東部県土整備局<徳島>)
--	--	--	--

報告書 ページ	項目	提言	講じた措置等	措置状況
191	まとめ プロポーザルの方法	<p>プロポーザルによる選定過程における参加の機会が実質的には十分に設けられていると言えるか疑問の持たれるものがあった。</p> <p>プロポーザルの方法をとるのであれば、参加を希望する者に参加するかどうかを検討する機会が実質的にあったと言えることが必要であるが、そのためには、プロポーザルの方法をとる場合の公正な基準を事前に設けておくことよ。</p> <p>また、基準を設定する際には、事後的に審査委員会のメンバーの公表をすることを検討するべきである。メンバーを公表することになると審査員のなり手を見つけにくくなるかもしれないが、審査員が誰であるかは、結果に直結すると誰しも思うことであり、それが事後的にどれ公表されることは、結果の公正さを担保することにつながる。事後に公表されることが分かれば、審査員もより真摯に職責を果たそうとすることも期待できる。</p>	<p>プロポーザルの方法をとる場合の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に示す予定である。</p> <p>(管財課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年9月28日公表分> プロポーザルの方法をとる場合の基準の作成に向け検討中である。</p> <p>(管財課)</p>	<p>措置中</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：試験研究機関について

I 試験研究

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
55-57	試験研究機関共通 人材確保・育成	特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものも	任期付研究員については、その必要性・相当性について引き続き検討し、多様な人材の確保に努める。	検討中

あると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見-6)

(保健製薬環境センター)

<参考：令和元年9月30日公表分>
任期付研究員については、その必要性・相当性について検討し、多様な人材の確保に努める。

検討中

(保健製薬環境センター)

人材の確保については、令和2年3月1日に工業技術センター試験研究評価実施要綱を改定し、外部有識者で構成される工業技術センター試験研究評価委員会に、研究実施体制について、採用方法や研究員の任期の有無等の助言を求めたこととした。

特定分野の研究について、引き続き多様な人材確保に努めたい。

(工業技術センター)

措置済み

<参考：令和元年9月30日公表分>

特定分野の研究については、必要に応じて任期付研究員による任用を検討するなど、多様な人材確保に努めたい。

(工業技術センター)

検討中

令和2年度において、喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとした。

(農林水産総合技術支援センター)

措置予定

<参考：令和元年9月30日公表分>

これまで2名の任期付研究員を採用し、農林水産業の6次産業化及びスマート化並びに農産物の輸出促進等、特定分野における喫緊の課題に対応してきた。

今後とも喫緊の試験研究課題に対応するため、必要性・相当性を確認した上で、関係部局と協議し、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保に努める。

(農林水産総合技術支援センター)

検討中

57-58

コスト

研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていたきたい。(意見-8)

令和2年度から、試験研究に関する知識又は経験を有する会計年度任用職員を採用し、研究員がより研究に注力できる環境が整った。

(保健製薬環境センター)

措置済み

<参考：令和元年9月30日公表分>

試験研究に用いる器具等の準備、運搬、洗浄等の補助作業については、臨時補助員又は非常勤職員が行っている。

検討中

			<p>研究員は、試験研究以外にも行政検査や監視・測定等の業務も行っていることから、試験研究により注力できるよう適切な人員配置に努める。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>
--	--	--	---

II 契約事務

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
保健製薬環境センター				
64-67	万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、競争入札を行うか、相見積りを取った上で、1号随意契約を行うことを検討すべきである。(意見-11)	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において競争入札等とすることについて、検討する。 (保健製薬環境センター)	措置予定
			<p><参考：令和元年9月30日公表分> 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において競争入札等について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
		保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。(意見-12)	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において長期継続契約を導入することについて、検討する。 (保健製薬環境センター)	措置予定
			<p><参考：令和元年9月30日公表分> 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において長期継続契約の導入について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
工業技術センター				
76-78	庁舎警備業務	工業技術センター庁舎警備業務について、長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである。(意見-16)	令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、随意契約によることが有利であると確認した。 また、令和2年度から委託期間3年間の長期継続契約を締結した。 (工業技術センター)	措置済み

			<p><参考：令和元年9月30日公表分> 令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。 長期継続契約については、コスト縮減を図るため次年度から導入する。</p> <p>(工業技術センター)</p>	検討中
86-91	農林水産総合技術支援センター経営研究課 産業廃棄物等処理委託業務	<p>本件のように資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できて競争が確保されたといえるために、少なくとも実際に選定基準の数の見積書が確保できるように、見積りを依頼するようにすべきである。 なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。(意見-20)</p>	<p>令和2年4月に実施した産業廃棄物等処理委託契約において、予定価格が20万円を超えるものについては、選定基準において2者以上からの見積徴収が必要なところ、3者から見積書を徴収し、契約を締結した。 また、産業廃棄物等処理委託以外では、例えば公用車の車検においては、予定価格が全て10万円以下(見積書徴収基準は1者)である令和2年1月以降の9件の実績について、全てにおいて4者に見積依頼を行い、7件は4者から、2件については、1者の辞退があったため、3者から見積書を徴収している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
			<p><参考：令和元年9月30日公表分> 意見の趣旨を踏まえ、辞退があっても指名業者の選定基準に定められた数の見積書が確保できるよう、最低基準数より多くの業者に見積りを依頼し、競争性の確保に努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	検討中

Ⅲ 物品管理

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
103-115	全庁(はじめに)	<p>平成18年度改正により、10万円未満の備品類について物品出納簿への記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。 Q&Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという</p>	<p>平成30年度までに取得し、物品出納簿への記載を省略した10万円未満の備品類の管理方法については、亡失の確認が困難なものについて、品名、数量等を把握するために必要な措置を講じることとしていたが、令和2年5月に会計事務の手引きを改訂し、措置の一例として「携帯(持ち運び)が容易な備品類(カメラ、ビデオカメラ、プロジェクターなど)</p>	措置済み

<p>意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。(意見-25)</p>	<p>は、品名、数量、品質規格、購入年月日を一覧にし、整理する」と具体的に示した。 (管財課)</p>	
<p>会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。 しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。 今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。(指摘-3)</p>	<p>新たに物品出納簿及び物品表示票に管理番号を付与するため、物品管理システム改修による機能の追加と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 (管財課)</p>	<p>検討中</p>
<p>物品の異動状況について、貸付け・売却(棄却)・保管転換については物品受入(払出)通知書、売却(棄却)申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握することができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。 問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、系統的に検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。 会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間(例えば3年~5年周期)に全ての当該物品について突合作業をす</p>	<p>1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。 (2) 売却(棄却)・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。 (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。 2 各所属長宛での、通知文書(令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について(通知))により、次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。 (2) 物品出納簿に記載したもの(重要物品を除く。)について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。</p>	<p>措置済み</p>

べきである。(意見－27)

- 3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。
- (1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。
 - (2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。
 - (3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。
- (管財課、会計課)

<参考：令和元年9月30日公表分>

物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。

(管財課、会計課)

検討中

上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却（棄却）する場合の判断基準は明らかにされているが、その対象となる物品の検出方法が定まっていない。
この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現物を確認することにより、その使用頻度が判明し、売却（棄却）の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な手続だと言える。検討していただきたい。(意見－28)

- 1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。
- (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。
 - (2) 売却（棄却）・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。
 - (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。
- 2 各所属長宛での、通知文書（令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について（通知））により、次の内容について周知・徹底を行った。
- (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。
 - (2) 物品出納簿に記載したもの（重要物品を除く。）について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。
- 3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。

措置済み

			<p>(1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。</p> <p>(2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。</p> <p>(3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p>	
			<p><参考：令和元年9月30日公表分></p> <p>物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう、各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p>	検討中
144-148	農林水産総合技術支援センター水産研究課		<p>今後、不用となった物品が生じた際には、グループウェアに登載する等の全庁的に共有を図るとともに、全庁内でも不用となった物品のうち売却可能なものについては、適切に売却する予定である。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	措置予定
	物品（重要物品）	<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。（意見－53）</p>	<p><参考：令和元年9月30日公表分></p> <p>不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。</p> <p>研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。</p> <p>なお、全庁内でも不用となった物品については、関係部局と協議の上、処理する。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	検討中
	全庁（終わりに）			
151-152	物品出納簿	<p>物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場</p>	<p>物品出納簿の記載方法の変更については、物品出納簿への管理番号の付与と合わせ、物品管理システムの改修と会計規</p>	措置予定

152-154		合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。 この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならない問題ではないが、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。(意見-57)	則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 また、既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 (管財課)	
			----- <参考：令和元年9月30日公表分> ご意見のとおり物品出納簿の記載方法を変更するには、物品管理システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。 (管財課)	検討中
	物品の購入・管理作業の煩雑性	物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにするべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないかと。 更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。(意見-59)	既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 なお、他のシステムとの連携については、そのあり方、実現可能性、費用対効果も含め併せて検討し、方針を決定する予定である。 (管財課)	検討中
			----- <参考：令和元年9月30日公表分> 物品の取得から処分まで一元管理ができる物品管理システムとするには、システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。また、他のシステムとの連携にどのような方法があるのか、併せて検討したい。 (管財課)	検討中

IV 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
161-166	農林水産総合技術支援センター			
	旧筈試験地、旧三好分場及び旧今山ほ場（未利用地）	旧筈試験地、旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。 管理のための作業にも、多数の人員、多額のコストが生じ、更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。 確かにこれらの土地は、その所在地等の面から、今ま	それぞれの旧分場等の状況を再度確認し、売却できるものを、売却に向けているものを再検討した。 旧筈試験地は、令和元年9月に福井道路の境界立会が行われた。今後、土地売買契約の締結に向け、手続が進められる見込みである。福井道路の建設により利便性が向上することから、残地についても有効活用に努める。 旧三好分場については、引き続き関係市町への働きかけや	措置済み

	<p>ではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし、IT革命によるビジネススタイルの変化により、土地の利用方法が多様化し、サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。</p> <p>今後は、このような環境変化も考慮し、地域の産業振興を含めた土地の有効活用を検討するとともに、単に土地を売却するのではなく、建物の取壊し費用、土地造成費用等を県が負担する等の方法により、より多くの利用者の確保に努めていただきたい。(意見-60)</p>	<p>関係部局と連携した情報共有・収集を進めるとともに、利活用を促進するため、本館敷地部分とほ場部分を分筆し、売却する方向で検討を進めることとした。</p> <p>旧今山ほ場については、引き続き県ホームページで貸付先を募集することにより利活用を図っていく。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	
<p>旧鴨島分場及び旧鴨島分場(南ほ場)(未利用地)</p>	<p>幹事会、推進会議から旧鴨島分場は4年経過、旧鴨島分場(南ほ場)にいたっては10年経過しており、未だに売却先が決まっていないということは、売却条件等について再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度、なぜ売却ができないのか(価格の問題なのか、立地条件の問題なのか)を再検討するとともに、売却以外の処理方法についても、リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により、外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。(意見-61)</p>	<p><参考：令和元年9月30日公表分> それぞれの旧分場等の状況を再度確認し、売却できるもの、売却に向いているものを再検討する。</p> <p>売却や貸付物件は、引き続き県ホームページで周知を図るとともに、関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を一層進め、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	<p>検討中</p>
<p>旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)</p>	<p>違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。</p> <p>現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。(意見-62)</p>	<p>令和2年1月22日に「公民連携による公的不動産の有効活用」をテーマに開催された「徳島県PPP/RFIプラットフォームセミナー」において、県内の金融機関や建設・建築業者から利用用途や売却価格についてのご意見を頂いた。セミナーで頂いた意見も参考に、関係部局とも連携の上、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	<p>検討中</p>
		<p><参考：令和元年9月30日公表分> 旧鴨島分場や旧鴨島分場南ほ場については、以前より早期売却を図るため、不動産鑑定を行い売却価格を設定しているが、問合せはあるものの売却には至っていない。</p> <p>売却条件等を再確認するとともに、外部専門家の意見聴取等について関係部局と協議の上、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	<p>措置予定</p>
		<p>意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととした。 (農林水産総合技術支援センター)</p> <p><参考：令和元年9月30日公表分> 管財課が作成している標準様式である「徳島県県有財産有償貸付契約書」に基づき違約金を設定しているが、指摘の趣旨を踏まえ、当事案の違約金について再確認し、関係部局と協議する。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	<p>検討中</p>